

三鷹市ごみ処理総合計画 2027

令和 7（2025）年 3 月

三鷹市

目次

第1部 総論

第1章 計画の基本事項	1
第1節 計画策定の背景と目的	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間	4
第4節 計画の区域	4
第5節 計画の対象	4
第6節 ごみ処理に関する現状と課題	6

第2部 一般廃棄物処理基本計画

第1章 基本理念	38
第2章 基本方針	39
第3章 計画の目標	40
第1節 目標の設定	40
第2節 市民・事業者・行政の役割	44
第4章 施策の展開	46
第1節 施策の体系	46
第2節 ごみの減量・資源化、適正処理の推進	47
第3節 ごみ処理施設の維持・保全	54
第4節 その他の取組	55

第3部 災害発生時の廃棄物処理

第1章 三鷹市災害廃棄物処理計画	57
第1節 災害廃棄物処理の進め方	57
第2節 対象とする災害	57
第3節 対象とする災害廃棄物など	58
第4節 災害廃棄物発生量推計	58
第5節 災害廃棄物処理の基本方針	59
第6節 災害廃棄物処理の流れ	60
第7節 災害時の生活ごみ・避難所ごみの処理	62
第8節 災害時の仮設トイレ等のし尿処理	62
第9節 平常時の取組	62
第10節 仮置場の確保	64
第11節 市民・ボランティアへの周知・啓発	64
第12節 災害廃棄物に係る教育訓練、研修	64

第 1 部

総論

第 1 章

計画の基本事項

■第 1 節 計画策定の背景と目的

ごみ処理総合計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理基本計画にあたり、資源物とごみ、し尿等の処理に関する方針を定め、さらなる廃棄物の減量と適正処理への方策を定めるものです。

三鷹市では、最終処分場の埋立量の削減が重要な課題となる中、資源の循環を基本としたリサイクル型のまちづくりの実現を目指し、平成 5 年 3 月に三鷹市ごみ処理総合施策を策定し、これまでの三鷹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を全面改定し、三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を制定しました。その後、平成 7（1995）年 6 月に制定された容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）が平成 9（1997）年 4 月に一部施行されることを踏まえ、平成 9 年（1997）3 月に三鷹市ごみ処理総合施策の改定を行いました。

その後、循環型社会形成推進基本法をはじめ、資源の再生利用を推進するための各種リサイクル法の制定や廃棄物処理法の改正など関係法令の整備や社会環境の変化を踏まえ、三鷹市ごみ処理総合計画 2010 を平成 15（2003）年 9 月に策定しました。以降、同計画 2015 と 2015（改定）、同計画 2022 と 2022（改定）というように策定と改定を重ねてきました。

国においては、令和 2（2020）年 7 月にプラスチック製買物袋の有料化が始まったほか、令和 4（2022）年 4 月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行されるなど新たな施策が進んでいます。また、東京都においても廃棄物関連計画の見直しが行われるなど、廃棄物行政を取り巻く状況は変化しています。

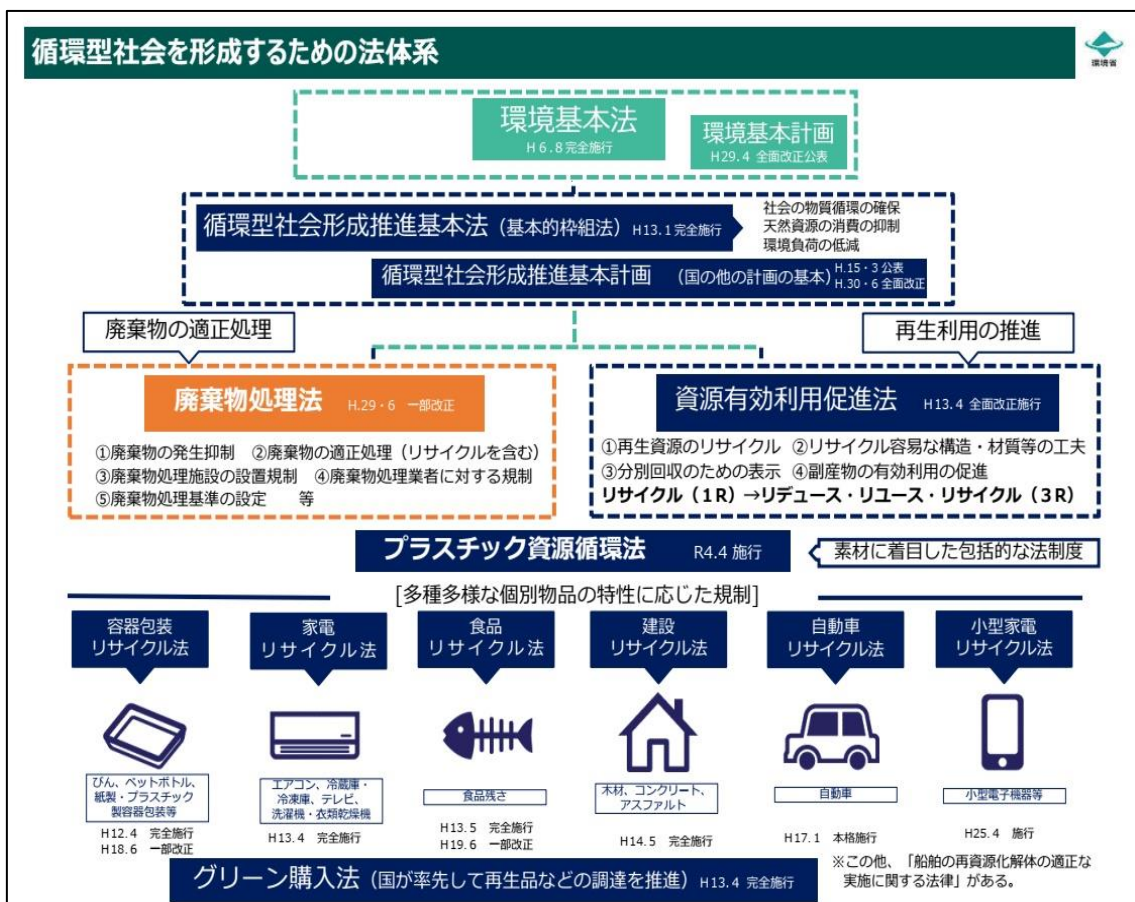
そこで、これまでの市の取り組みの成果や課題を整理するとともに社会状況等の変化などを踏まえ、ごみ処理とリサイクルに向けて、市民・事業者・行政が相互に協力・連携して行動する取組を実践するための指針として、「三鷹市ごみ処理総合計画 2027（以下、「本計画」という。）を策定します。

なお、本計画期間中、不燃物処理資源化施設であるふじみ衛生組合のリサイクルセンターの更新工事が令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度にかけて、また、東京たま広域資源循環組合におけるエコセメント化施設の更新工事が令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度にかけて予定されています。本計画はこれらの工事による影響を考慮した内容としています。

■第2節 計画の位置づけ

国においては、循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法のもと、廃棄物処理法、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）をはじめに、関連法として容器包装リサイクル法等、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています。循環型社会の形成推進のための法体系を図表1に示します。

図表1 循環型社会の形成推進のための法体系



＜出典 環境省資料＞

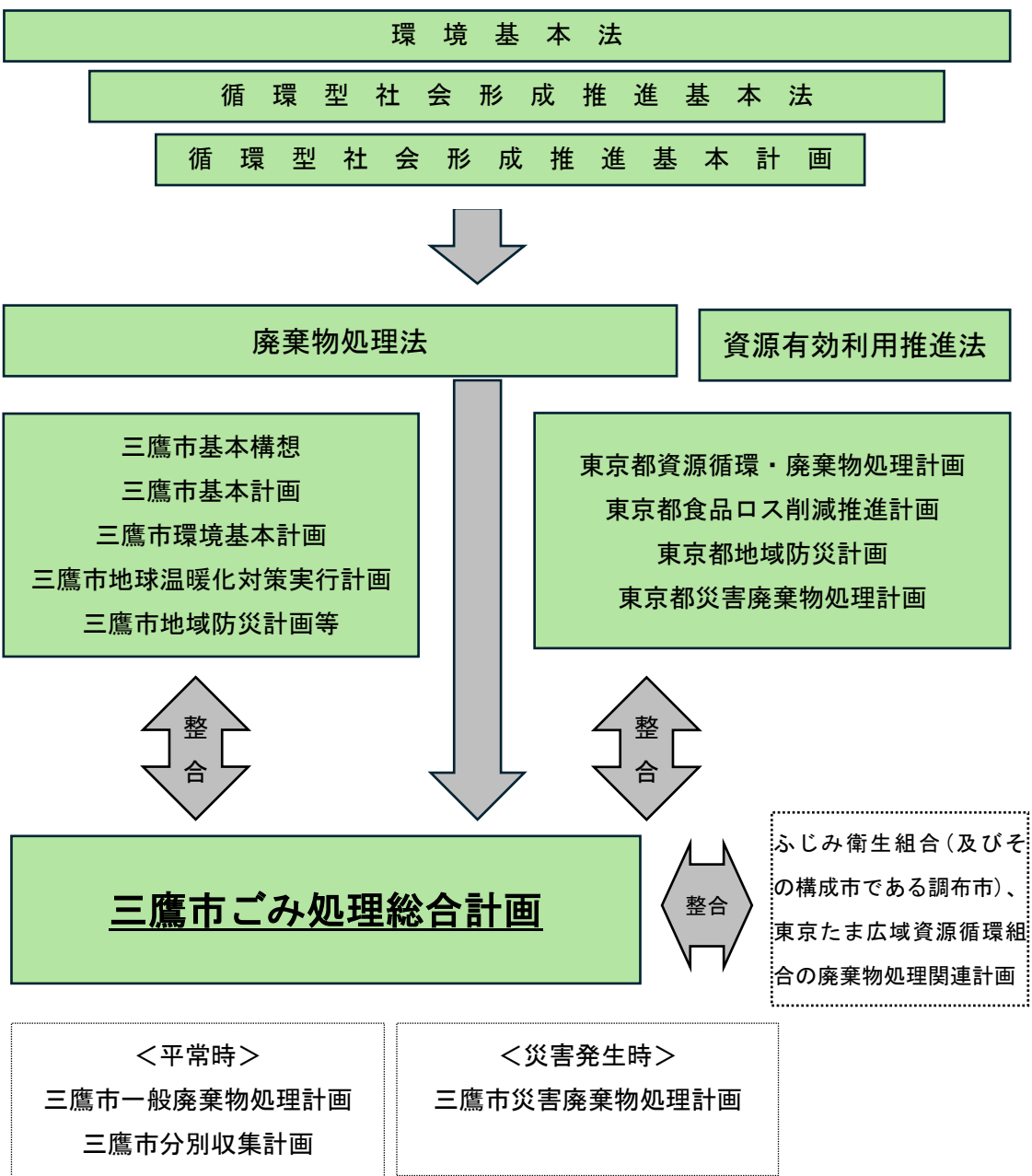
本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画です。「三鷹市基本構想」及び「三鷹市基本計画」の廃棄物部門の個別計画として、「三鷹市環境基本計画」の理念を踏まえ「三鷹市地球温暖化対策実行計画」「三鷹市地域防災計画」等と整合を取りながら、さらなる廃棄物の減量と適正処理への方策を定めます。また、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」、「東京都地域防災計画」のほか、ふじみ衛生組合及び同

組合の構成市である調布市、東京たま広域資源循環組合といった関係地方公共団体の廃棄物処理関連計画とも整合を図ります。

なお、本計画は「三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」第8条に規定する再利用に関する計画を含有しています。また、本計画を推進するための年度ごとの具体的な取組については、毎年度策定する「三鷹市一般廃棄物処理計画」で定めます。

本計画と他行政計画との関係性を図表2に示します。

図表2 本計画の位置づけ



■第3節 計画期間

本計画の計画期間は上位計画にあたる第5次三鷹市基本計画と整合を取り令和6（2024）～9（2027）年度の4年間とします。

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
西暦	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
構想	前基本構想	現行基本構想（～2050）							
基本計画		第5次三鷹市基本計画				第6次三鷹市基本計画			
個別計画		三鷹市ごみ処理総合計画2027				三鷹市ごみ処理総合計画2031			

■第4節 計画の区域

本計画の対象区域は、三鷹市の行政区域全域とします。

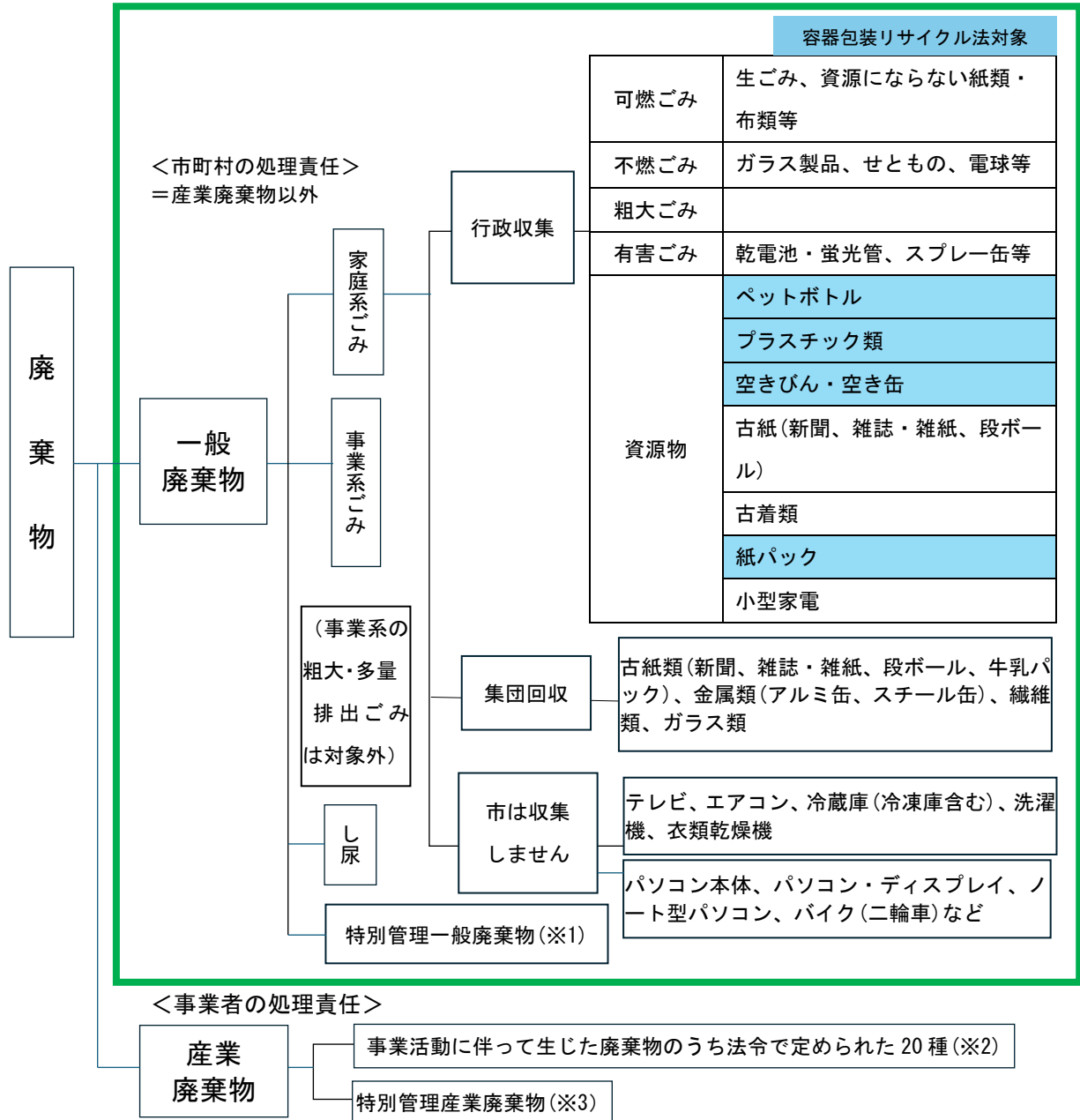
■第5節 計画の対象

本計画において対象とする廃棄物は、家庭系ごみと事業活動に伴って発生する産業廃棄物を除いた「事業系ごみ」（事業系一般廃棄物）及びし尿です。

計画の対象となる廃棄物を図表3に示します。

図表 3 計画対象廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は太枠の範囲内のものです。



注 1：一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのあるもの

注 2：燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残さ、動物系固形不純物、ごみくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の廃棄物を処分するために処理したもの

注 3：災害廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるもの

■第6節 ごみ処理に関する現状と課題

1 本市の人口・産業等

(1) 人口・世帯数

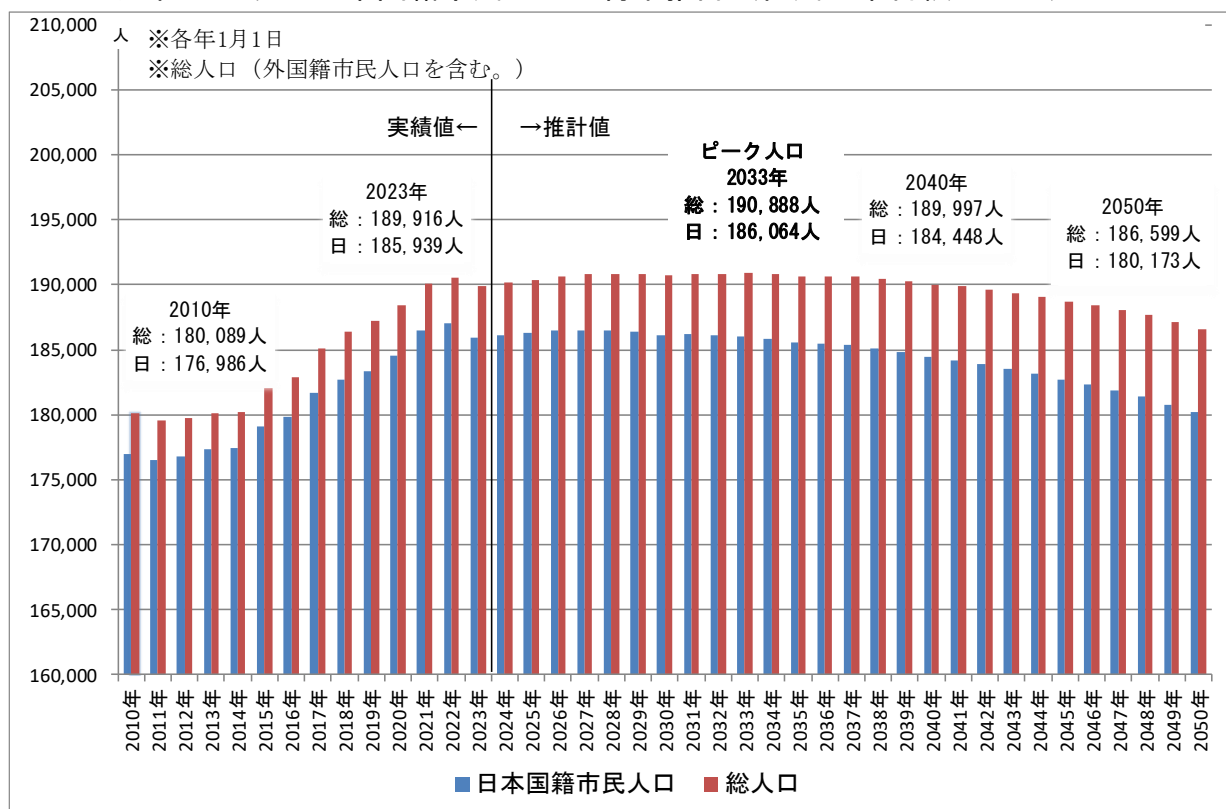
市では、第5次三鷹市基本計画の策定及び各個別計画の改定における基礎資料とするため、三鷹市の人口規模、年齢構成、世帯分類等について、令和5（2023）年1月1日の住民基本台帳人口を基準人口とし、令和32（2050）年までの将来人口推計をまとめました。

三鷹市の総人口は、令和5（2023）年は189,916人です。令和15（2033）年に最大（190,888人）となり、その後、徐々に減少に転じるものと見込まれます。

こうした中、高齢者人口は一貫して増加し、令和5（2023）年は41,709人（22.0%）ですが、令和32（2050）年には60,458人（32.4%）まで増加します。また、令和5（2023）年時点では50～54歳の年齢階級をピークとする山がありますが、2050（令和32）年には最も人口の多い年齢階級が75～79歳となり、全体的に高齢者の人口規模が大きくなります。

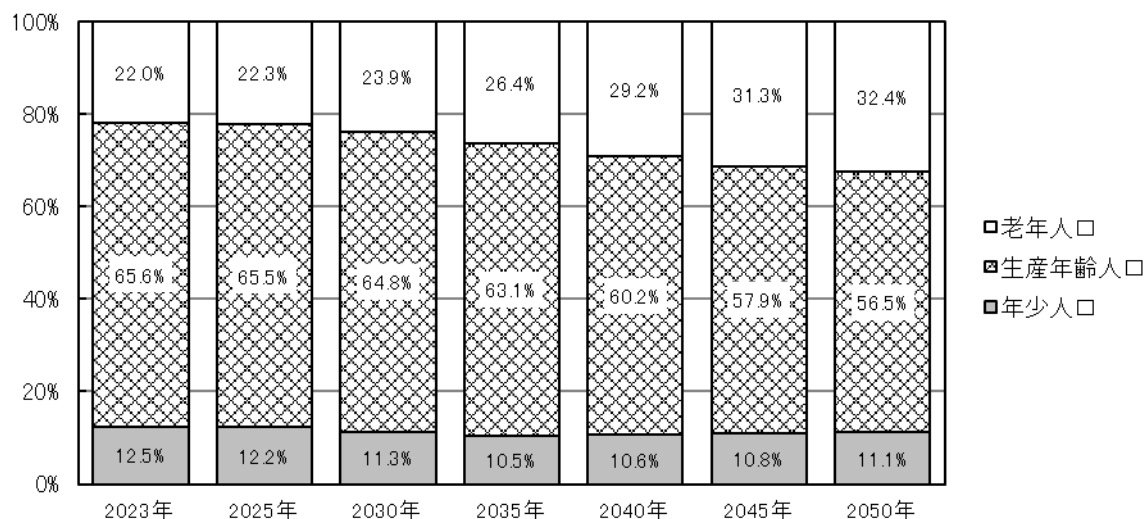
世帯数は令和5（2023）年は94,006世帯ですが、総人口と同様に今後も増加を続け、令和21（2039）年に96,736世帯でピークを迎え、その後、徐々に減少に転じるものと見込まれます。

◆ 総人口及び日本国籍市民人口の将来推計（住民基本台帳ベース）



《出典 三鷹市将来人口推計（令和5年9月）》

◆ 年齢3区分人口の将来推計



《出典 三鷹市将来人口推計（令和5年9月）》

年齢3区分人口

(単位：人)

	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年
年少人口	23,711	23,554	23,290	23,042	22,688	22,399	22,010	21,624	21,227	20,788
生産年齢人口	124,496	124,657	124,719	124,774	124,724	124,391	124,028	123,517	122,889	122,958
老年人口	41,709	42,000	42,402	42,852	43,384	44,073	44,794	45,561	46,699	47,121

	2033年	2034年	2035年	2036年	2037年	2038年	2039年	2040年	2041年	2042年
年少人口	20,522	20,211	20,106	20,027	20,002	20,130	20,098	20,104	20,136	20,193
生産年齢人口	122,144	121,362	120,249	119,276	118,177	116,896	115,624	114,438	113,520	112,533
老年人口	48,223	49,217	50,255	51,342	52,419	53,454	54,546	55,454	56,219	56,937

	2043年	2044年	2045年	2046年	2047年	2048年	2049年	2050年
年少人口	20,267	20,353	20,455	20,549	20,635	20,702	20,757	20,794
生産年齢人口	111,462	110,360	109,267	108,507	107,714	106,936	106,160	105,347
老年人口	57,661	58,356	58,968	59,374	59,748	60,038	60,246	60,458

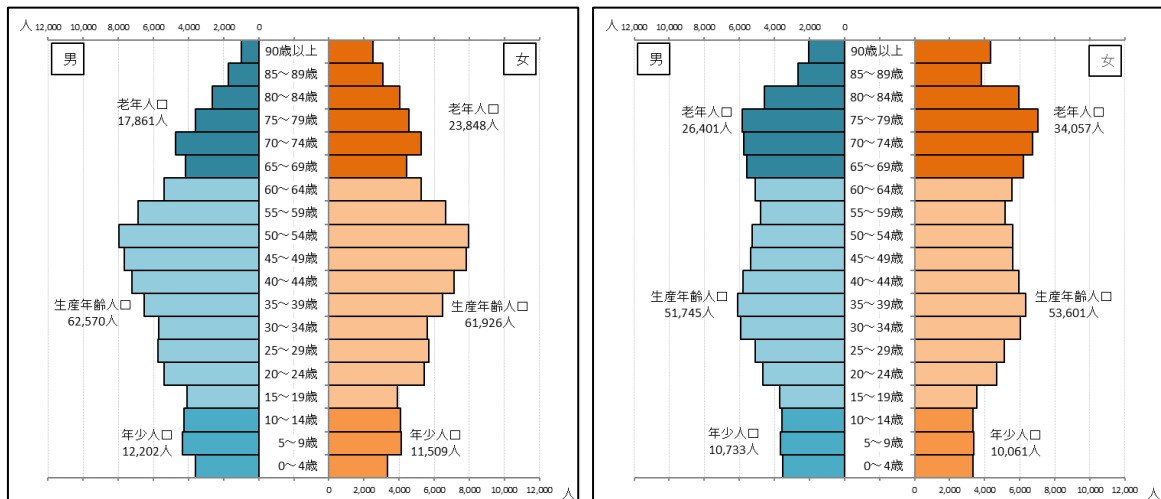
《出典 三鷹市将来人口推計（令和5年9月）》

◆人口ピラミッドの推移

5歳階級別人口ピラミッド(各年1月1日、総人口(外国籍市民含む))

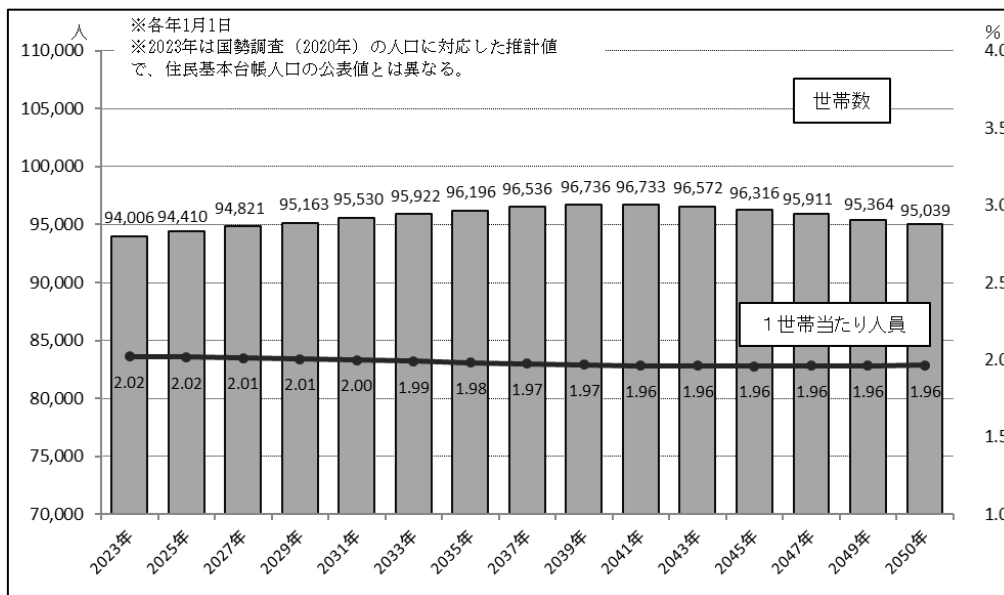
＜令和5（2023）年＞

＜令和32（2050）年＞



《出典 三鷹市将来人口推計（令和5年9月）》

◆ 将来世帯数の推移



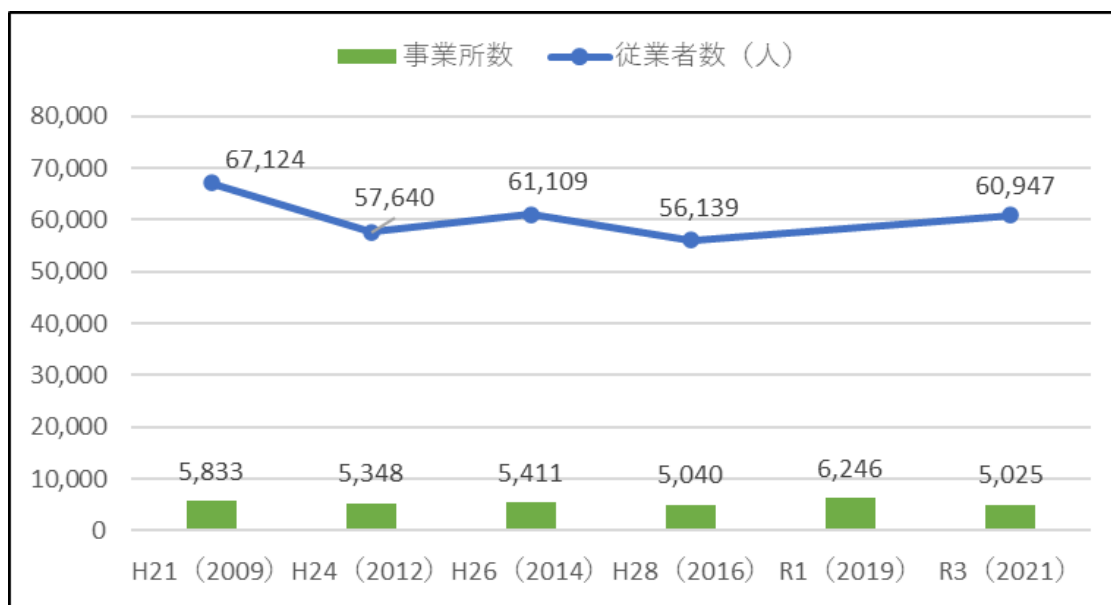
《出典 三鷹市将来人口推計（令和5年9月）》

（2）事業所・就業者数

令和3（2021）年6月時点における市内の産業従業者数は60,947人です。

企業数、事業所数については、横ばいの傾向にあります。（図表4）

図表4 事業所数・従業者数の推移



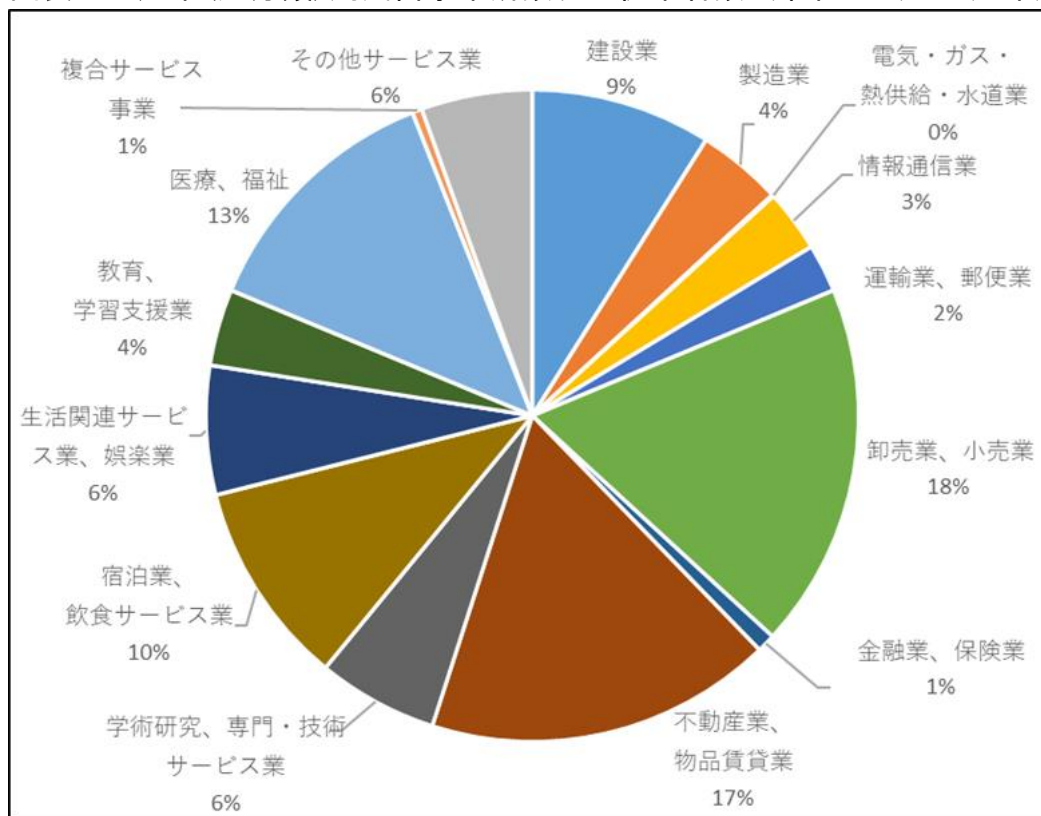
※令和元年は、法人番号登録のある事業所を新たに捕捉したことから事業所数が増えています。
 なお、同年は従業者数の捕捉をしていません。

＜出典 政府統計の総合窓口 e-Stat（ポータルサイト）＞

「平成 21 年経済センサス-基礎調査」、「平成 24 年経済センサス-活動調査」、
 「平成 26 年経済センサス-基礎調査」、「平成 28 年経済センサス-活動調査」、
 令和元年経済センサス-基礎調査」、「令和 3 年経済センサス-活動調査」≫

産業分類別の内訳は卸売業・小売業や不動産業・物品賃貸業が多く、医療・福祉などのサービス業で約 50%を占めています。（図表 5）

図表 5 産業(大分類)別民営事業所数及び従業者数（令和 3（2021）年）



農業、林業		漁業		鉱業、採石業、 砂利採取業		建設業		製造業	
事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
14	73	-	-	-	-	442	2,874	208	4,571

電気・ガス・ 熱供給・水道業		情報通信業		運輸業、郵便業		卸売業、小売業		金融業、保険業	
事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
4	53	153	2,227	118	4,950	896	9,215	45	1,582

不動産業、 物品賃貸業		学術研究、専門・技術 サービス業		宿泊業、 飲食サービス業		生活関連サービス業、 娯楽業		教育、 学習支援業	
事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
851	2,181	295	2,893	502	4,628	316	1,452	188	4,524

医療、福祉		複合サービス 事業		サービス業(他に 分類されないもの)		全産業 (公務を除く)	
事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
629	12,520	24	212	272	3,392	4,957	57,347

《出典 政府統計の総合窓口 e-Stat（ポータルサイト）経済センサス活動調査 令和3年 事業所》

2 国・都・国際的な動向

(1) 国の動向

地球が直面する気候変動、生物多様性の損失及び汚染の3つの危機は、地球の環境収容力（環境を損なうことなく、受け入れることのできる人間の活動又は汚染物質の量のこと）を超えつつある状況にあります。国は、環境危機、様々な経済・社会的課題への対処の必要性から、環境・自然資本を基盤・軸として、環境・経済・社会の様々な課題を統合して同時に解決していく方向性を示しました。

ア 第6次環境基本計画の策定

環境基本計画は、環境基本法第15条に基づくすべての環境分野を統合する最上位の計画です。国は、令和6（2024）年5月に第六次環境基本計画を策定しました。「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げ、現在、私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

その実現のための6つの重点戦略のうち、廃棄物関連としては、人の命と環境を守る基盤的な取組として海洋ごみ（プラスチック汚染）対策の推進、心豊かな暮らしを目指すライフスタイルの変革として食品ロスの削減、サステナブルファッションの推進を掲げてい

ます。

イ 第5次循環型社会形成推進基本計画の策定

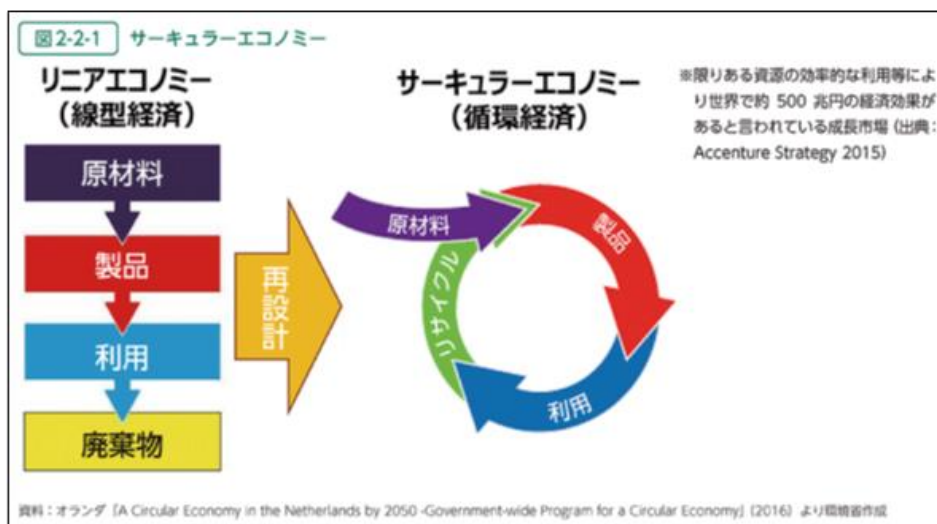
平成12（2000）年6月、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとして、「循環型社会形成推進基本法」が公布・施行され、国は令和6（2024）年8月に「第5次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

計画では、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を国家戦略として位置づけ、その対応は環境面だけではなく、経済・社会面からも重要な社会的課題であるとしています。

重要な方向性として、循環型社会形成に向けて脱炭素化や自然共生と両立する形での循環経済への移行、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進、災害廃棄物処理体制の強靱化、廃棄物の適正処理の推進などを挙げています。

●サーキュラーエコノミー（循環経済）とは

従来の製品を製造・販売し、使い終わったら廃棄するといった一方通行型の経済活動＝リニアエコノミー（線形経済）に対し、製造から販売、消費のあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図ることで、天然資源の使用と廃棄物の発生を最小化する経済活動のことです。



《出典 令和3年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書》

ウ 食品ロス削減推進法の制定・施行

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称：食品ロス削減推進法）が、令和元（2019）年 10 月 1 日に施行されました。

食品ロス削減推進法では、国が食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定するとともに、地方自治体には地域の特性に応じた施策の策定・実施、事業者には自らの削減努力とともに国や地方公共団体の施策への協力などを求めています。

エ プラスチック資源循環法の制定・施行

プラスチックごみの発生抑制やリサイクルをさらに推進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（略称：プラスチック資源循環法）が、令和 4（2022）年 4 月に施行されました。

同法では、プラスチック製品の環境配慮設計を進めること、小売・サービス事業者における使い捨てプラスチックの使用の抑制といった製造・流通・販売に関わる新たな仕組みが盛り込まれています。

また、市町村のプラスチック類の分別収集を促進するため、容器包装プラスチックと使用済みプラスチック製品を一括回収し、プラスチックのリサイクルを進めることが市町村の努力義務とされました。

（２）東京都の動向

東京都は、令和 3（2021）年 9 月に都全域を対象とした「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しました。令和 12（2030）年度に向けて東京の資源循環・廃棄物処理が目指すべき姿を示しています。廃棄物処理・リサイクルシステムのより一層の発展を図るため、①持続可能な資源利用の実現、②廃棄物処理システムのレベルアップ、③社会的課題への果敢なチャレンジを 3 本の柱として掲げています。

さらに、令和元（2019）年 12 月に策定した令和 32（2050）年に CO₂ 排出実質ゼロを目指す「ゼロエミッション東京戦略」の実現のためには、令和 12（2030）年までの今後 10 年間の行動が極めて重要とし、令和 12（2030）年カーボンハーフに向けて必要な社会変革の姿・ビジョンとして「2030・カーボンハーフスタイル」を提起しました。

（３）国際的な動向

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。「廃棄物の大幅な削減」「食品ロスの削減」「海洋ごみの削減」など、廃棄物処理に関係した目標が定められています。

令和元（2019）年 6 月の G20 大阪サミットでは、令和 32（2050）年

までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を日本が提案し首脳間で共有されました。令和 5（2023）年の G 7 広島サミットでは、G 7 としてこの目標を 10 年前倒しし、令和 22（2040）年の達成を目指すことが確認されました。なお、汚染の深刻化や世界的な懸念の高まりを背景に、国連環境計画の意思決定機関「国連環境総会」は令和 4（2022）年 3 月に、法的拘束力を持つ国際条約を作る決議を採択しました。決議を受け、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある条約の策定に向けた政府間交渉委員会が同年 11 月から始まり、作業は現在大詰めを迎えています。

また、温室効果ガス排出削減については、平成 28(2016)年 11 月に、「パリ協定」が発効されました。

国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が平成 30（2018）年に公表した「1.5℃特別報告書」で、世界全体の平均気温の上昇を 1.5℃の水準に抑えるためには、温室効果ガス排出量を令和 32（2050）年頃に正味ゼロとすることが必要であると示したことを受け、世界各国で、令和 32（2050）年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

我が国でも目標として、令和 12(2030)年までに平成 25(2013)年度の水準から 46%削減し、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けることを表明しています。

そうした中で、令和 4（2022）年度の我が国の温室効果ガス排出量は、約 11 億 3,500 万 t（二酸化炭素（CO₂）換算）でした。そのうち二酸化炭素排出量は約 10 億 3,700 万 t であり、廃棄物（焼却等）部門からの二酸化炭素排出量は約 2 億 9,600 万 t で 2.9%を占めていました。廃棄物処理の工程では温室効果ガスである二酸化炭素が排出されますが、令和 32（2050）年カーボンニュートラル実現に向けた脱炭素の取組が必要です。

●持続可能な開発目標「SDGs エス・ディー・ジーズ」とは

SDGs とは、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称です。平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて示された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

SDGs は格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、全ての国に適用される普遍的な目標です。また、その達成のために、先進国、途上国、各国政府や市民社会、民間セクターを含む様々な主体が連携し、ODA や民間の資金など様々なリソースを活用していく「グローバル・パートナーシップ」を築いていくこととされています。

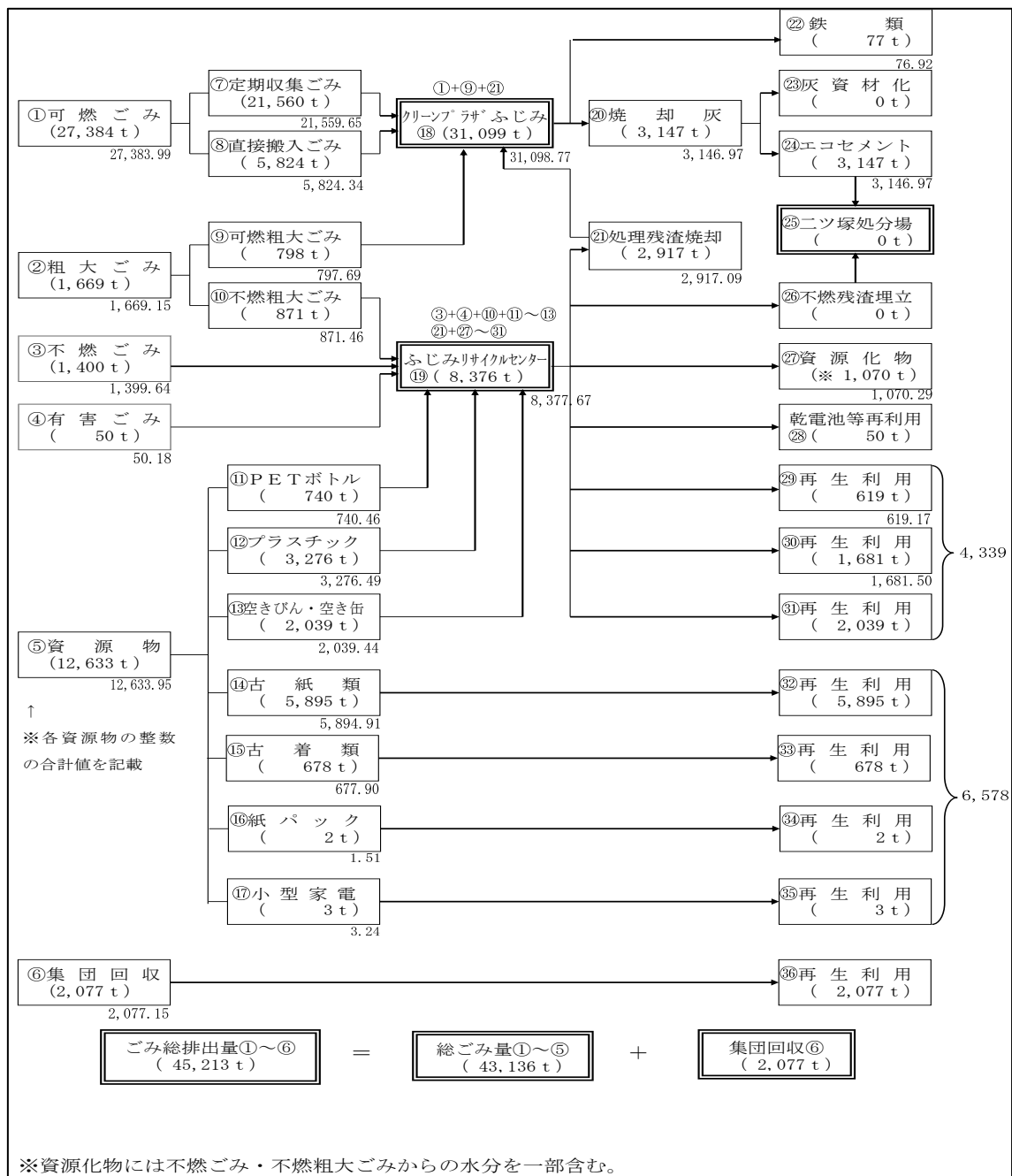
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理フロー（令和5（2023）年度実績）

図表6 ごみ処理フロー



※ 令和6（2024）年度からのふじみ衛生組合リサイクルセンターの更新工事期間中は、全量のプラスチックとリサイクルルートに乗せられないペットボトルをクリーンプラザふじみで熱回収（焼却）処理します。

令和8（2026）年度からの東京たま広域資源循環組合におけるエコセメント化施設の更新工事期間中も、焼却灰のエコセメント化を継続して行います。

(2) 分別・収集・処理体制

図表7 ごみの分別・収集・処理体制

(令和6(2024)年10月現在)

種類		収集運搬			中間処理	最終処理
		形態	回数	方法		
可燃ごみ		民間委託	週2回	指定収集袋(有料)による戸別収集	ふじみ衛生組合クリーンプラザふじみ	東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設(※1)
不燃ごみ		民間委託	月2回	指定収集袋(有料)による戸別収集	ふじみ衛生組合リサイクルセンター	民間業者において資源化処理
粗大ごみ ^注		民間委託	申込制	戸別収集	ふじみ衛生組合クリーンプラザふじみ・ふじみ衛生組合リサイクルセンター	東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設及び民間業者において資源化処理
有害ごみ	乾電池 小型充電式電池及び同内蔵製品 蛍光灯等 スプレー缶等	民間委託	週1回 (プラスチック類と同時回収)	容器又は袋による戸別収集	ふじみ衛生組合リサイクルセンターで保管後、民間業者において資源化処理	
資源物	空きびん・空き缶	民間委託	月2回	容器又は袋による戸別収集	ふじみ衛生組合リサイクルセンターで保管後、容リ法指定法人及び民間業者において資源化処理	
	ペットボトル	民間委託	随時	市内公共施設の一部による拠点回収	ふじみ衛生組合リサイクルセンターで保管後、容リ法指定法人において資源化処理(※2)	
			月2回	容器又は袋による戸別収集		
	プラスチック類	民間委託	週1回 (有害ごみと同時回収)	袋による戸別収集	ふじみ衛生組合リサイクルセンターで保管後、容器包装プラスチックは容リ法指定法人において資源化処理(※2)。その他プラスチックは熱回収処理	
	古紙(新聞・雑誌・段ボール・雑紙)	民間委託	週1回 (古着と同時回収)	ひもがけ・紙袋による戸別収集	民間業者において資源化処理	

	古着類	民間委託	週 1 回 (古紙と同時回収)	袋による戸別収集	民間業者において資源化处理
	紙パック 注	民間委託	週 1 回	ひもがけ・紙袋による戸別収集	民間業者において資源化处理
			随時	市内公共施設の一部による拠点回収	
	小型家電 注	直営	随時	市内公共施設の一部による拠点回収	民間業者において資源化处理
集団回収資源物 注					民間業者において資源化处理

(注) を付したものは事業系ごみにおいては取扱対象としていません。

(※ 1) 東京たま広域資源循環組合におけるエコセメント化施設の更新工事期間中(令和 8(2026)年度～令和 12(2030)年度)は、焼却残渣(焼却灰)を一時的に石灰石で覆土埋立し、再度掘り起こし稼働中のエコセメント化施設で全量エコセメント化することで「焼却灰の埋立ゼロ」を実質的に継続していきます。

(※ 2) ふじみ衛生組合のリサイクルセンターの更新工事期間中(令和 6(2024)～10(2028)年度)は容器包装プラスチックとリサイクルルートに乗せられないペットボトルを熱回収(焼却)処理します。

(3) 中間処理

三鷹市と調布市では共同でごみ処理を行うため一部事務組合(ふじみ衛生組合)を設置し約 43 万人の可燃ごみと不燃ごみ、資源物の処理をしています

ア 可燃物処理施設 ふじみ衛生組合クリーンプラザふじみ

可燃物処理施設は、平成 25(2013)年 3 月に完成し、三鷹市及び調布市から排出される可燃ごみ、可燃性粗大ごみ・不燃ごみ残渣、リサイクルができないプラスチックを焼却しています。発生した熱を回収し有効利用するためにボイラと蒸気タービン発電機を設置し、発電した電力は工場内で使用するほか、余剰電力を電力会社等に売電しています。また、発生した熱で作られた温水を場外で余熱利用し、環境に配慮した無駄のないエネルギー利用を行っています。施設の概要は以下に示すとおりです。

施設名称	ふじみ衛生組合クリーンプラザふじみ		
所 在 地	東京都調布市深大寺東町7丁目50番地30		
			
設備形式	全連続燃焼式ストーカ炉	発電能力	蒸気タービン発電機 9, 7 0 0 k W
処理対象	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃ごみ残渣	敷地面積	約 2 6, 2 8 9 m ²
焼却能力	2 8 8 t / 日 (1 4 4 t / 日 × 2 炉)	事業期間	着工 平成22 (2 0 1 0) 年 8 月 竣工 平成25 (2 0 1 3) 年 3 月
主要設備	発電設備、受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出し設備		
公害防止基準 (自主規制値)	ばいじん 0. 0 1 g / m ³ N 以下 水銀 0. 0 5 m g / m ³ N 以下 窒素酸化物 5 0 p p m 以下 塩化水素 1 0 p p m 以下 硫黄酸化物 1 0 p p m 以下		

※ 燃焼に伴う排気ガスについては、国の排出基準を上回る自主規制値を定め、定期的測定を行い、公表しています（ばいじん、水銀、窒素酸化物、塩化水素、硫黄酸化物、ダイオキシン類）。平成25（2013）年度に一時水銀濃度が自主規制値を超えたため緊急停止を行いましたが、その後は自主規制値内の排気ガス濃度を維持しています。

イ 不燃物処理資源化施設 ふじみ衛生組合リサイクルセンター

不燃物処理施設は、平成6（1994）年12月に中央棟が完成し、不燃物処理と資源化施設として稼働を開始しました。三鷹市及び調布市から排出される不燃ごみと不燃性粗大ごみ、プラスチック類やペットボトル、びん・缶といった資源物を処理しています。

なお、施設の老朽化への対応、作業動線の改善、環境への配慮等を目的として、令和10（2028）年の新施設稼働を目指して更新工事を行います。

施設名称	ふじみ衛生組合リサイクルセンター		
所 在 地	東京都調布市深大寺東町7丁目50番地30		
			
処理 対象	不燃ごみ、びん・缶、ペットボトル、プラスチック、有害ごみ、不燃性粗大ごみ	建築 面積	中央棟： 3, 043㎡ 東 棟： 974㎡ 北 棟： 731㎡
処理 能力	不燃ごみ：71t/5h、 小型破砕機：3t/5h、 その他（びん・缶、ペットボトル）：9.9t/5h	竣工	中央棟：平成6（2004）年12月 東 棟：平成22（2010）年6月 北 棟：平成22（2010）年12月

（４）最終処分

可燃ごみや資源化できないものについては、クリーンプラザふじみで焼却し、焼却残渣（焼却灰）は東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設で資源化しています。このような総合的なリサイクル体制の構築により、最終処分量をゼロとしています。

なお、エコセメント化施設は、平成18（2006）年の竣工から老朽化が進んでおり、施設の延命化を図るため、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度にかけて更新工事を予定しています。工事期間中もエコセメント事業は継続されます。

●東京たま広域資源循環組合とは

東京たま広域資源循環組合は一般廃棄物広域処分場の設置及び管理を事業目的として、昭和55年（1980）年11月1日に設置された一部事務組合です。現在は、多摩地域25市1町で構成、運営されています。

●エコセメント事業

多摩地域のリサイクルの推進、二ツ塚処分場の延命、安全な埋め立て対策の推進を図るため、多摩地域（25市1町）の清掃工場から排出される焼却灰をセメントの原料としてリサイクルする事業です。

搬入された焼却残渣（焼却灰）は、乾燥、粉碎等の前処理を行い、石灰石等を添加し、エコセメントの原料として調合されます。調合された原料は、焼成して石こう等を加えて粉碎し、エコセメントができていきます。エコセメントはインターロッキングブロック、車止めなどに使用されています。エコセメント化施設では1日平均100 tの処理を行っています。

施設名称	日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場		
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地		
	総面積	591,000㎡	
	埋立地面積	184,000㎡ (廃棄物埋立容量 250万㎡)	
	埋立開始	平成10（2008）年1月29日 (一部供用開始/4月7日以降 全量搬入) 埋立進捗率44.7%	

施設名称	東京たまエコセメント化施設		
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地 (日の出町二ツ塚処分場内)		
	施設用地面積	約46,000㎡	
	施設規模	焼却残渣などの処理能力 約330 t/日 エコセメント生産能力 約520 t/日	

(5) し尿処理

本市の下水道整備率は 昭和 48（1973）年に 100%に達し、し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理しています。

令和 4（2022）年 4 月からは三鷹市市民センター内に整備したし尿投入施設が稼働しました。一部水洗化していない一般家庭の汲取式便所や工事現場等の仮設トイレのし尿、し尿交じりの汚水槽汚泥は一般廃棄物として収集し、このし尿投入施設から下水道に投入し東部水再生センターで処理しています。

し尿投入施設

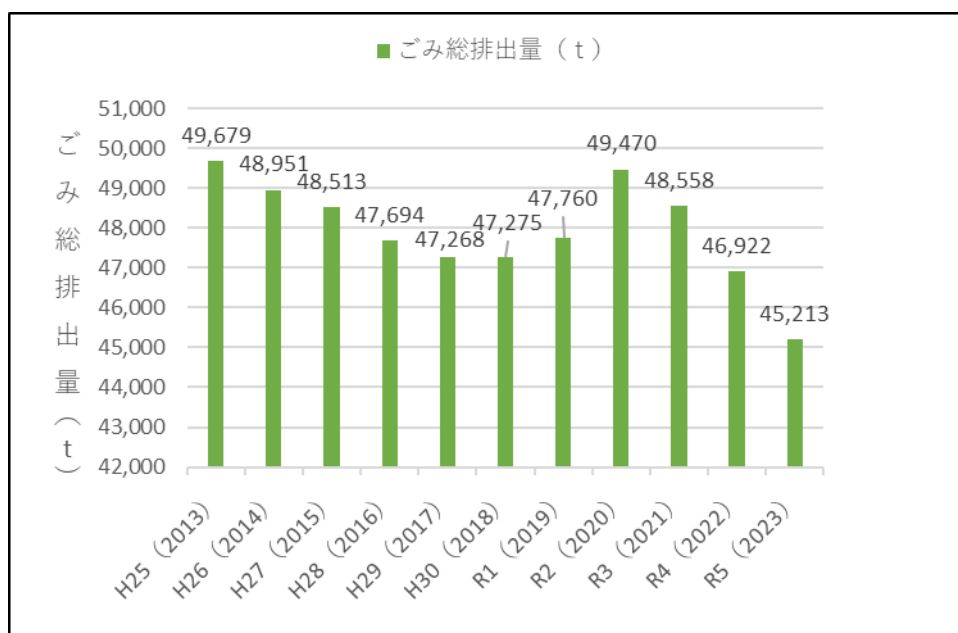


4 ごみ処理実績

(1) ごみ総排出量

ごみの排出量は減少傾向にありましたが、令和 2（2020）から令和 3（2021）年度にかけてのコロナ禍は在宅時間の増加により、自宅を整理する機会が増え令和 2（2020）年度はごみの排出量増加につながりました。令和 3（2021）年度はやや減少し、令和 4（2022）年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響は収束し、コロナ禍前の水準以下になりました。（図表 8）

図表 8 ごみ総排出量の推移

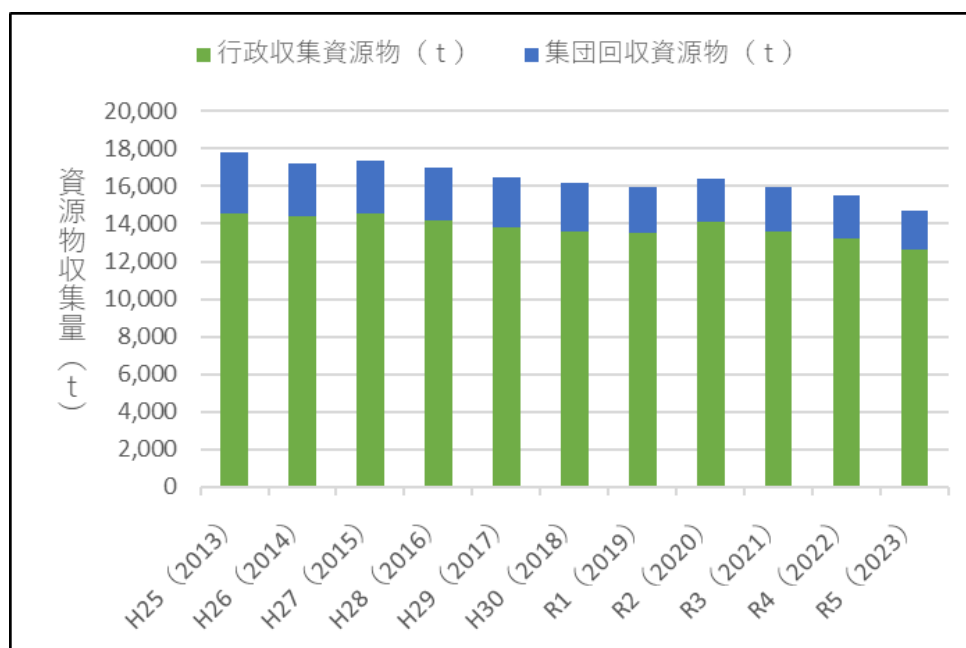


※ ごみ総排出量：可燃ごみ＋不燃ごみ＋有害ごみ＋資源物＋粗大ごみ＋集団回収

(2) 資源物の量・リサイクル率

資源物の量は減少傾向にあり（図表 9）、資源物の総量が減っている影響からリサイクル率は低下する傾向にあります。（図表 10）

図表 9 資源物収集量、集団回収量の推移



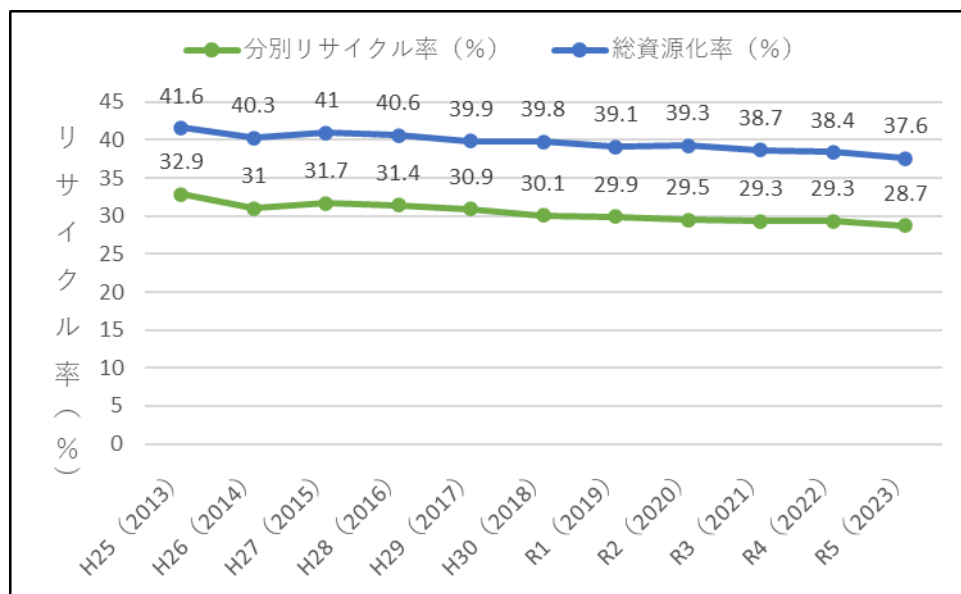
	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
行政収集資源物 (t)	14,561	14,392	14,568	14,152	13,804	13,627
集団回収資源物 (t)	3,211	2,845	2,797	2,838	2,689	2,581
合計	17,772	17,237	17,365	16,990	16,493	16,208

	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
行政収集資源物 (t)	13,506	14,076	13,614	13,197	12,633
集団回収資源物 (t)	2,430	2,325	2,373	2,291	2,077
合計	15,936	16,401	15,987	15,488	14,710

※ 行政回収資源物：行政が収集した資源（びん・缶、新聞、雑誌・雑紙、段ボール、牛乳パック、古着類、ペットボトル、プラスチック）

※ 集団回収資源物：子ども会や自治会など市民団体が回収した資源（びん・缶、新聞、雑誌・雑紙、段ボール、牛乳パック、布類）

図表 10 リサイクル率の推移



※ 分別リサイクル率 = $\frac{\text{資源ごみ量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ総排出量}}$

※ 総資源化率 = $\frac{\text{資源ごみ量} + \text{収集後資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ総排出量}}$

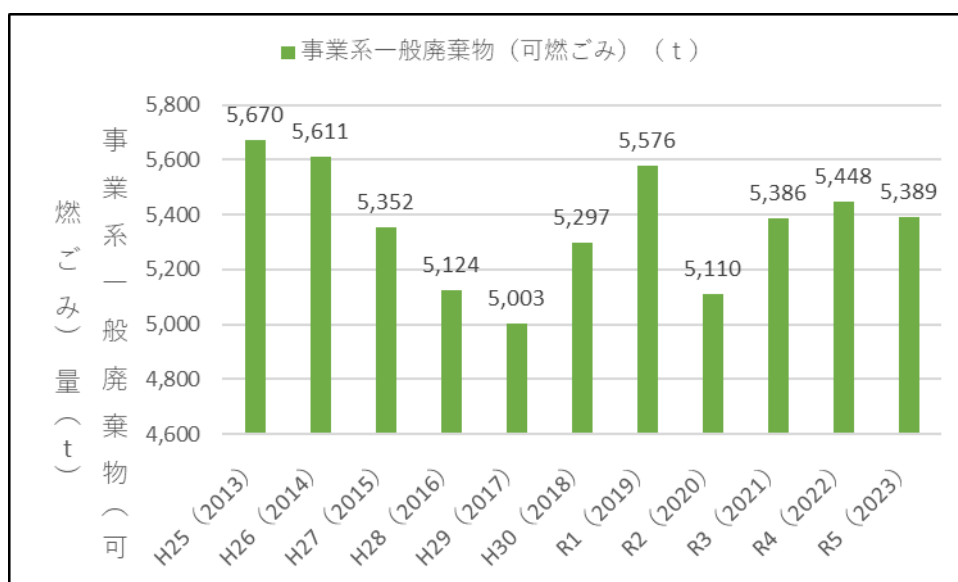
※ 収集後資源化量：中間処理後の資源化量（リサイクルセンターで不燃ごみを処理して発生した金属類やクリーンプラザふじみでごみを焼却した後に発生する灰の中から取り出した金属やエコセメント材料となった灰の量）

(3) 事業系一般廃棄物（可燃ごみ）量

三鷹市では事業系一般廃棄物のうち可燃ごみのみが、許可業者により収集・運搬されクリーンプラザふじみに持ち込まれます。

事業系可燃ごみ量は、減少傾向にありましたが、平成 30（2018）年度から令和元（2019）年度にかけて経済活動が活発だったこともあり増加しました。令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う飲食店の営業自粛などで、一時的に前年度よりも減少しました。その後、事業活動の再開に合わせて増加し、現在横ばいの状況が続いています。（図表 11）

図表 11 事業系一般廃棄物（可燃ごみ）量の推移



(4) ごみ焼却量

クリーンプラザふじみでは収集した可燃ごみと、リサイクルセンターでの資源物選別処理後に発生する残渣を焼却しています。

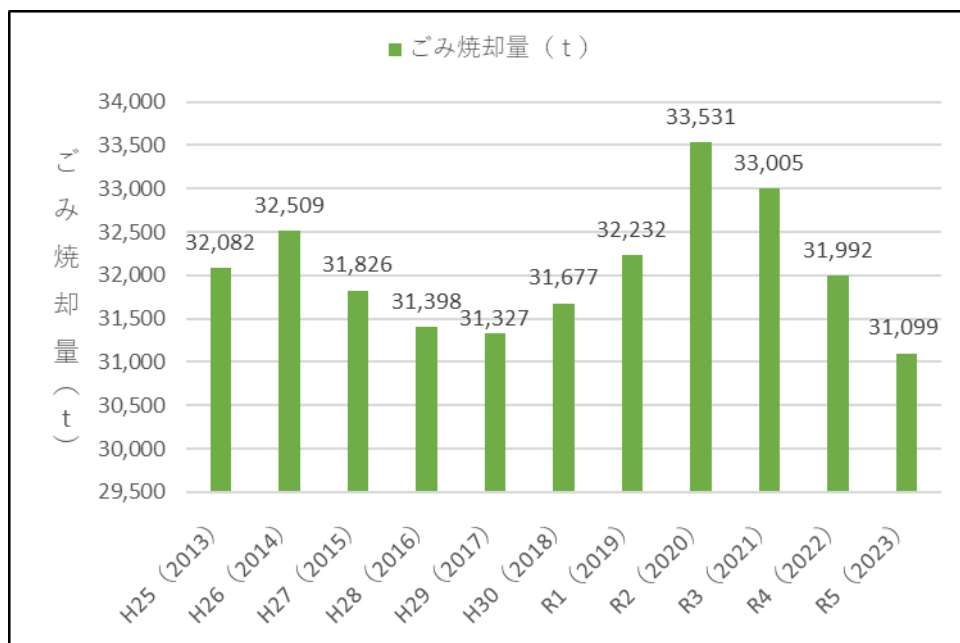
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う在宅時間の増加によりごみの総排出量が増加したことで、焼却量も令和 2（2020）年度に増加しましたが、その収束とともにコロナ禍前の水準以下にまで減少しています。（図表 12 図表 13）

焼却により発生した熱はボイラと蒸気タービン発電機によりエネルギーとして回収（サーマルリカバリー）し有効に利用しています。

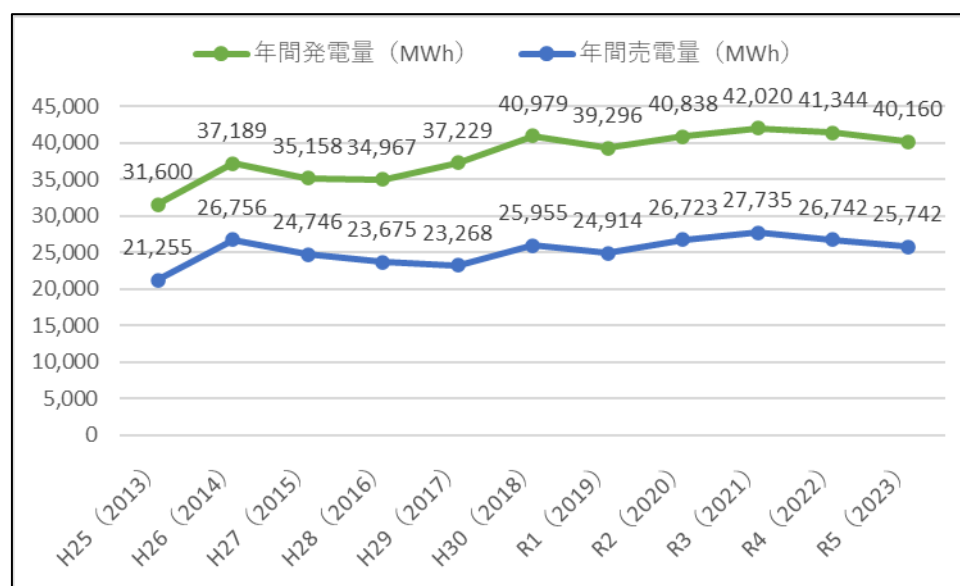
発電した電力は清掃施設内で使用するだけでなく、余剰電力を電力会社等に売電しています。また、平成 29（2017）年度からは隣接して開

設した三鷹中央防災公園・元気創造プラザに電力と余熱を供給しています。

図表 12 ごみ焼却量の推移



図表 13 クリーンプラザふじみ発電量と売電量の推移



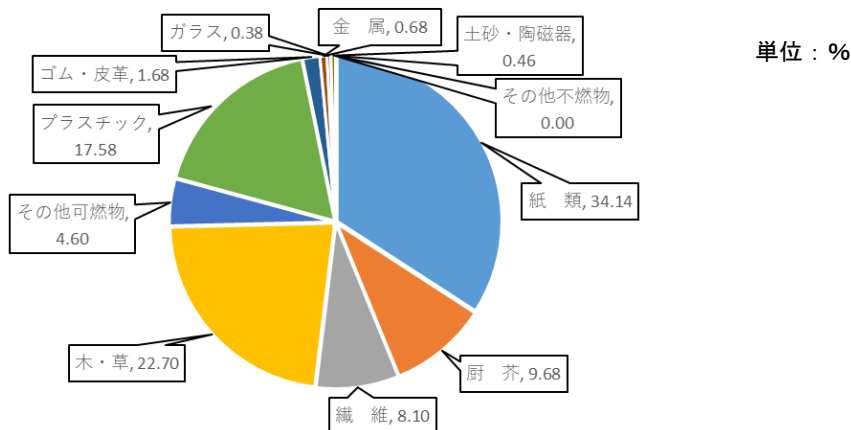
(5) ごみの組成

ふじみ衛生組合ではクリーンプラザふじみで可燃ごみを、リサイクルセンターでは不燃ごみの組成分析を行い、その性状把握をしています。

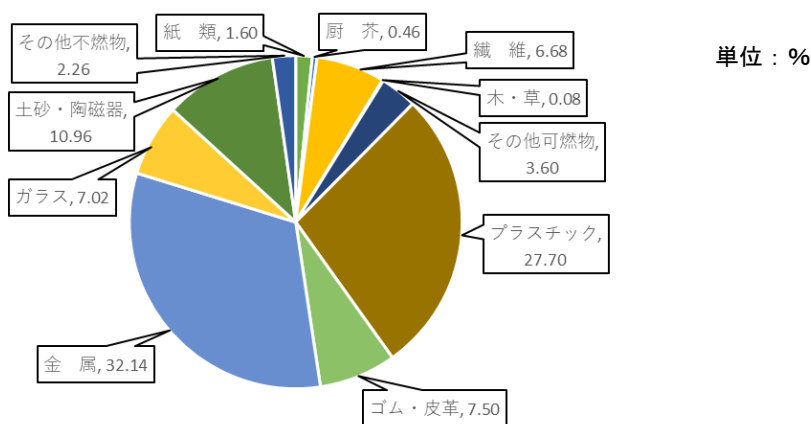
過去5年間の平均の組成を見ると、可燃ごみについては、紙類が34.14%、プラスチックが17.58%、厨芥が9.68%、繊維が8.1%、木・草が22.7%でした。このうち、木・草は、剪定等の事業活動により発生したものが事業系一般廃棄物として搬入されています。また、汚れたプラスチックが平成29(2017)年4月から可燃ごみとして排出されています。(図表14)

不燃ごみについては、プラスチックが27.70%、金属が32.14%でした。(図表15)

図表14 可燃ごみの過去5年間平均組成比率(乾重量基準)



図表15 不燃ごみの過去5年間平均組成比率(湿重量基準)



(6) し尿処理実績

市内のし尿の処理は、一部水洗化していない一般家庭の汲取式便所や工事現場等の仮設トイレからのし尿であり、過去5年間のし尿収集量は平均 115 kℓで、し尿交じりの汚水槽汚泥は平均 38 kℓです。(図表 16)

図表 16 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

年度	総人口	下水道人口	し尿人口	浄化槽人口	し尿収集量(kℓ)	浄化槽汚泥収集量(kℓ)	汚水槽汚泥収集量(kℓ)
R1	188,461	188,439	4	18	160.03	27.60	21.39
R2	190,126	190,106	4	16	116.70	6.30	41.00
R3	190,590	190,586	4	0	90.10	0	32.40
R4	189,916	189,913	3	0	101.60	0	43.23
R5	189,959	189,956	3	0	104.20	0	51.60

※ 総人口は各年度の1月1日現在の数字

※ し尿収集量には仮設トイレ汲取量を含む。民間委託により実施

※ し尿人口は汲取式の一般家庭

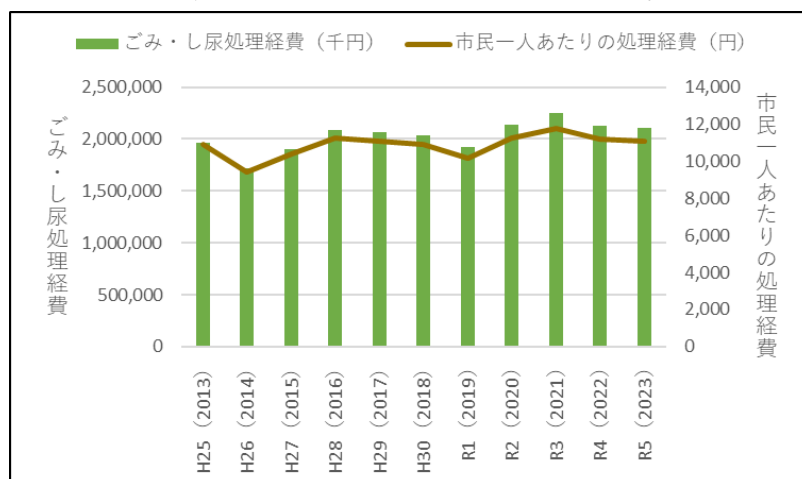
※ 市内の浄化槽は令和2(2020)年4月末に全て廃止

※ し尿交じり汚水槽汚泥は収集・運搬業許可により実施

5 ごみ処理経費

ごみとし尿の処理費用は令和5(2023)年度は年間約21億1千万円で、市民一人あたりの処理経費は約1万1千円でした。(図表 17)

図表 17 市民一人あたりの処理経費



	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
ごみ・し尿処理経費 (千円)	1,964,550	1,714,373	1,897,928	2,082,527	2,068,840	2,040,415
人口 (1月1日)	180,194	182,092	182,897	185,101	186,375	187,199
市民一人あたりの処理経費 (円)	10,902	9,415	10,377	11,251	11,100	10,900

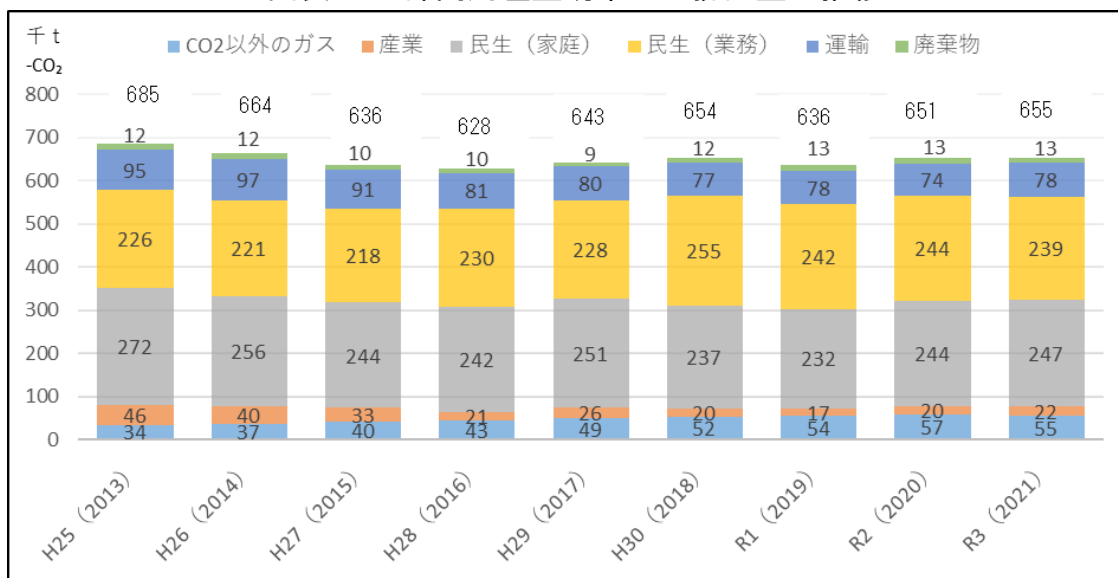
	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
ごみ・し尿処理経費 (千円)	1,920,031	2,135,544	2,247,281	2,122,832	2,107,267
人口 (1月1日)	188,461	190,126	190,590	189,916	189,959
市民一人あたりの処理経費 (円)	10,188	11,232	11,791	11,178	11,093

6 ごみ処理における温室効果ガス排出量

令和6(2024)年3月に策定された第4期三鷹市地球温暖化対策実行計画(第1次改定)によると、廃棄物部門からの温室効果ガス総排出量は、令和2(2020)年度は13千t-CO₂であり、基準年度である平成25(2013)年度と比べて減っていません。また、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による最新の算定結果でも令和3(2021)年度は13千t-CO₂でした。また、廃棄物部門からの排出量は市域全体の約2%にあたります。(図表18・19)

同計画では令和12(2030)年度までに廃棄物部門からの温室効果ガス排出量を6千t-CO₂以下にすることを目標としています。温室効果ガスを排出する主な要因は廃プラスチックの焼却によるものであることから、目標を達成するためにはプラスチックごみの排出抑制と資源化が必要です。

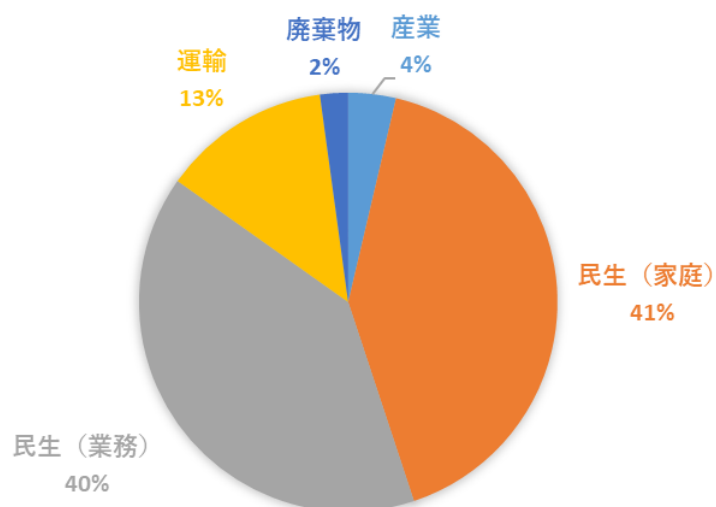
図表18 部門別温室効果ガス排出量の推移



《出典 オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」》

※ 廃棄物部門からの温室効果ガス排出係数 廃プラスチック類 2.76tCO₂/t (環境省)

図表 19 令和 3（2021）年度における部門別温室効果ガス排出割合



《出典 オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」》

7 ごみ処理の評価

（１）前計画の数値目標

前計画で掲げた数値目標の達成状況は図表 20 のとおりです。

図表 20 前計画の数値目標の達成状況

指標	前計画目標値 令和 5（2023） 年度※	実績 令和 5（2023） 年度	評価
市民一人 1 日あたり のごみ総排出量 （年度の 1 月 1 日現在 人口）	688g	650g	達成
分別リサイクル率	35%以上	28.7%	未達成
総資源化率	45%以上	37.6%	未達成
ごみ焼却量	31,500 t 以下	31,099 t	達成
最終処分量	0 t	0 t	達成（継続）

※ ごみ処理総合計画 2022（第 1 次改定）の目標年度は当初の令和 4（2022）年度から 1 年延長されました。

ア 市民一人1日あたりのごみ総排出量

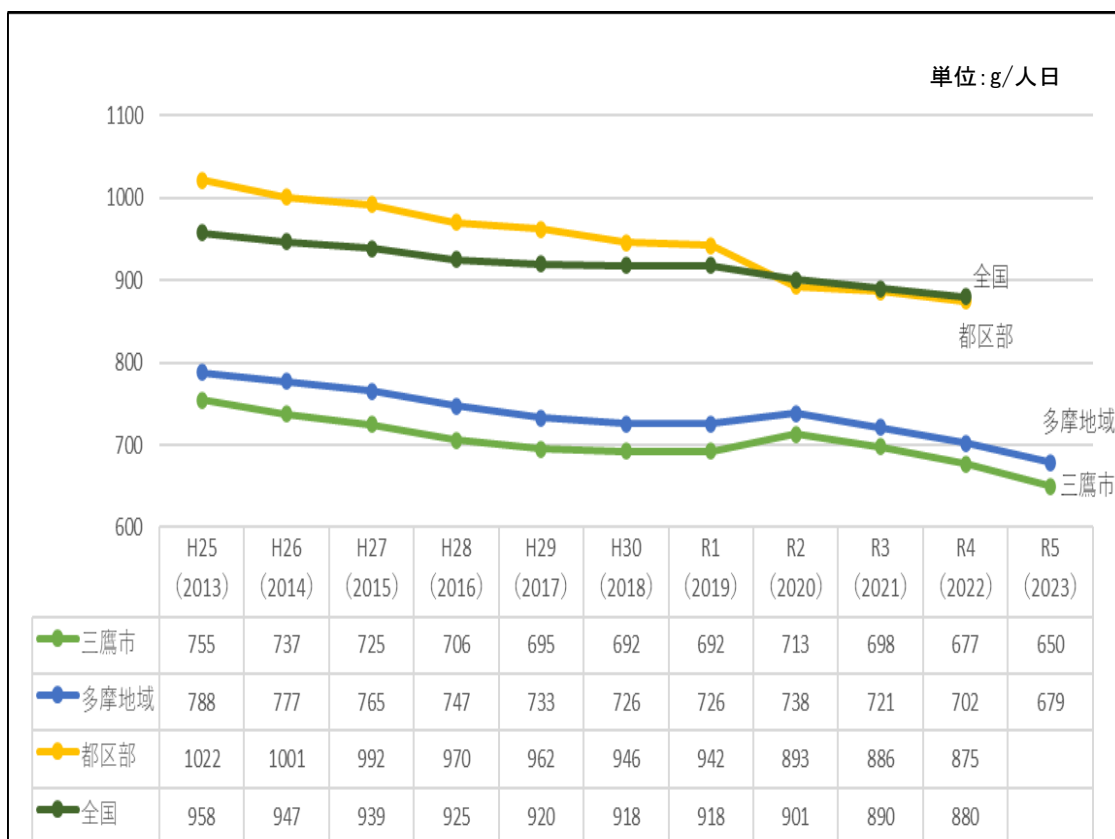
計画最終年度である令和5（2023）年度の実績値は650gとなりました。前計画始期の平成28（2016）年度705gと比較して着実に減少しており、ごみ減量の努力の成果が現れています。

この間、令和2（2020）年度のコロナ禍のもと、家庭で過ごす時間が増えたため713gに大きく増加したものの、令和3（2021）年度以降は減少に転じ、令和4（2022）年度にはコロナ禍前の水準に戻りました。

令和5（2023）年度は650gとなりましたが、物価高騰による消費者の買い控え等の社会状況の変化も影響していると考えられます。

なお、多摩地域や都区部、全国と比較しても少ない排出量で推移しています。（図表21）

図表21 市民一人1日あたりのごみ排出量の推移



＜出典 多摩地域ごみ実態調査（公益財団法人 東京都市町村自治調査会）＞

※ 多摩地域、都区部、全国のデータは10月1日の人口で算出

※ 全国、東京都都区部は令和4（2022）年度データが最新

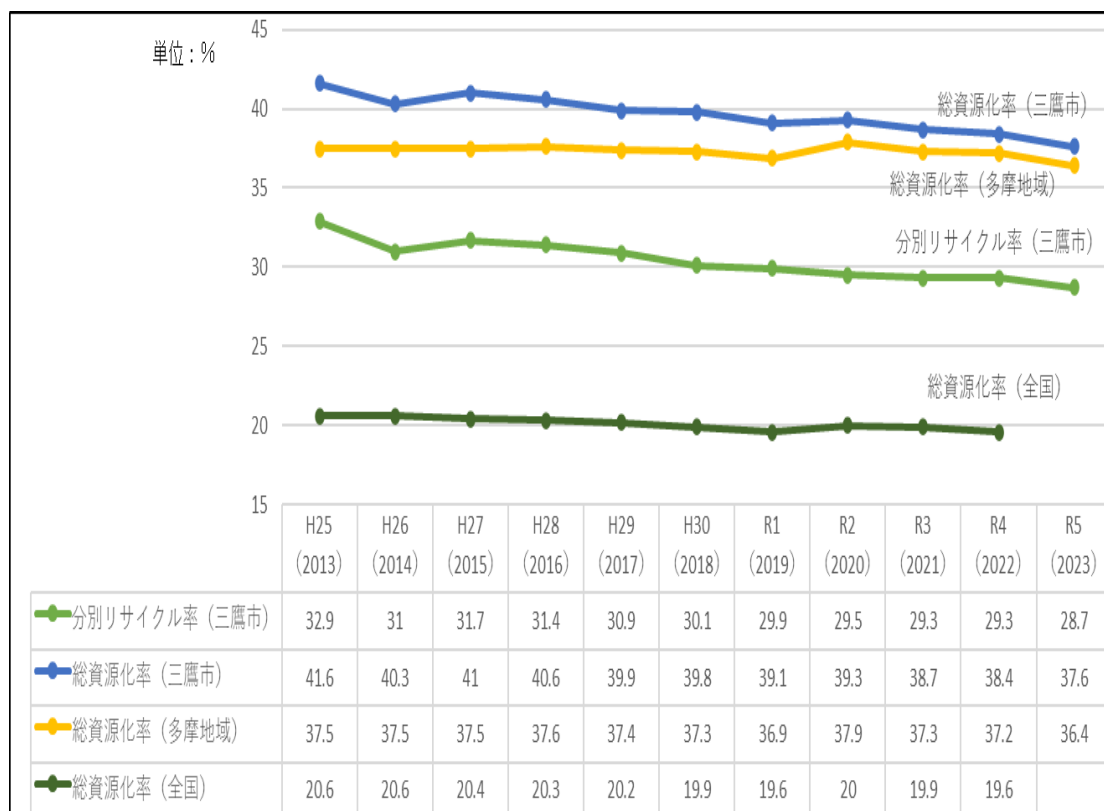
イ リサイクル率

前計画最終年度である令和5（2023）年度の実績値は、分別リサイクル率が28.7%、総資源化率が37.6%となり、目標を下回るものとなりました。

リサイクル率低下の一要因として電子化による新聞・雑誌等紙媒体の減少といった資源物自体の減少が考えられます。また、資源物の回収方法など資源循環をめぐる社会構造の変化を踏まえつつさらなるリサイクル率の向上に努めていく必要があります。

なお、多摩地域や全国と比較すると高いリサイクル率で推移しています。（図表22）

図表22 リサイクル率の推移



《出典 多摩地域ごみ実態調査（公益財団法人 東京都市町村自治調査会）》

※ 全国、東京都区部は令和4年度データが最新

※ 分別リサイクル率＝ $\frac{\text{資源ごみ量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ総排出量}}$

※ 総資源化率＝ $\frac{\text{資源ごみ量} + \text{収集後資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ総排出量}}$

※ 収集後資源化量：中間処理後の資源化量（リサイクルセンターで不燃ごみを処理して発生した金属類やクリーンプラザふじみでごみを焼却した後に発生する灰の中から取り出した金属やエコセメント材料となった灰の量）

ウ ごみ焼却量

前計画最終年度である令和 5（2023）年度の実績値は 31,099 t となりました。社会経済状況の影響もありますが、市民・事業者の皆さまのごみの減量に向けた取組により目標の達成ができました。焼却量を減らしていくためには、可燃ごみ中の紙類、プラスチック、厨芥の分別や発生・排出抑制を図ることが重要です。

（P. 26 図表 12 ごみ焼却量の推移、P. 27 図表 14 可燃ごみの過去 5 年間平均組成比率（乾重量基準）参照）

エ 最終処分量

クリーンプラザふじみで焼却処理を行った後の焼却灰は最終処分場（二ツ塚処分場（日の出町））のエコセメント化施設で資源化しています。これにより埋立による最終処分量はゼロを継続しています。

（2）前計画の主な取組

ごみ減量・資源化をするために、市民・事業者・行政が一体となった取組が必要です。地域でのイベントや駅前キャンペーン、ごみ減量等推進員による地域活動等による啓発、生ごみ処理装置の購入助成、集団回収への補助事業といった地道な活動が、ごみの減量という実績に現れたと考えます。

食品ロス削減に向けた取組としては、令和 2（2020）年 10 月には公益財団法人流通経済研究所と「三鷹市食品ロス削減・食品リサイクル推進事業等の共同研究に関する協定」を締結し、食品ロス削減に関する研究を行いました。アンケート結果を踏まえ食品ロス削減のための各主体の役割、削減の方法等について意見交換を行い、行動変容を促す積極的な情報提供やきっかけ作り、活動の場が必要であるという結果をまとめました。

また、粗大ごみ処理制度については、これまでの「品目別ポイント合算制」を見直し、令和 3（2021）年 10 月から「品目別料金制」に変更し、市民の排出利便性の向上等を図りました。粗大ごみを少量からでも排出しやすくなったことにより、旧制度のようにできる限り粗大ごみをまとめて排出しようと室内に溜めこむことがなくなり、生活環境の改善につながりました。

前計画期間中は新型コロナウイルス感染症の拡大がありましたが、感染防止をきっかけに、減免対象世帯への家庭系ごみ指定収集袋の交付をこれまでの窓口交付から、配送による交付へと見直しを行いました。これにより高齢者や障がい者が窓口まで足を運ぶ必要がなくなり、利便性の向上と業務の効率化を図ることができました。

主な取組	成果・効果
1 市民・事業者・行政が一体となった取組 ・ 地域でのイベントや駅前キャンペーンなどでの啓発 ・ ごみ減量等推進員による地域活動等による啓発 ・ 生ごみ処理装置の購入助成 ・ 集団回収への補助事業	1 ごみの排出量の減少
2 食品ロス削減に向けた取組 ・ 公益財団法人流通経済研究所との、食品ロス削減に関する研究	1 食品ロス削減に向けて必要なこと ・ 食品ロス削減に向けた行動をするきっかけや情報提供 ・ 市民・事業者・行政との連携 ・ 既存の活動やネットワーク同士の連携による活動の場
3 粗大ごみ処理の制度変更 ・ 「品目別ポイント合算制」から「品目別料金制」へ	1 排出利便性の向上 2 ごみを溜めこまなくなったことによる生活環境の改善
4 減免対象世帯への家庭系ごみ指定収集袋の交付方法の見直し ・ 窓口交付から配送交付へ	1 利便性の向上 2 業務の効率化

(3) ごみ処理経費

ごみとし尿の処理経費は 20～21 億円で推移しています。市民一人当たりの処理経費は約 1 万 1 千円でした。引き続き安定的なごみ収集と処理を行いつつ、効率的な運営を進めていくことが必要です。

(4) 総括評価

本市のごみ総排出量と市民一人 1 日あたりのごみ排出量は人口が約 19 万人前後ではほぼ変わらない中、新型コロナウイルスの拡大に伴い一時的に増加した時期もありましたが、その後コロナ禍前の水準に戻

り全体として減少傾向にあります。

前計画の目標値と令和 5（2023）年度の実績を比較すると、市民一人 1 日あたりのごみ排出量の目標は達成している一方で、資源物の総量が減っている影響からリサイクル率は未達成です。多摩地域や都区部、全国と比較するとどちらも良好な数値ではありますが、引き続き分別と発生・排出抑制の徹底によるさらなる削減と資源化が必要です。

また、廃棄物分野における温室効果ガスの削減については、ごみの焼却量の更なる削減とともに、とりわけ温室効果ガスの発生に大きな影響を与えるプラスチック類の削減を進めることが必要です。

8 課題の整理

（１）さらなる発生・排出抑制の推進と分別の徹底による資源化

人口が約 19 万人で一定の推移をしている中で、ごみの量だけではなく、資源物も含めたごみと資源の総排出量は減少しており、市民一人 1 日あたりのごみ排出量は減少しています。

さらなる減量や資源化を進めるためには、古紙の分別の徹底や食品ロスの削減、使い捨てプラスチック類の発生抑制と資源化の取組を、市民・事業者・行政の連携・協働により取り組んでいくことが重要です。また、今後はメーカーや販売店等による民間ルートを活用した資源化の促進も必要です。

（２）ごみ処理における脱炭素化とサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行

市では令和 32（2050）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「2050 年ゼロカーボンシティ」をめざし、脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策を実行していくことを宣言しました。廃棄物処理においても温室効果ガスの削減に向けた取組が求められています。

脱炭素化の観点からはプラスチック対策を進めていくことが重要です。令和 4（2022）年 4 月には、「プラスチック資源循環法」が施行されました。プラスチックという「素材」に着目し、製品の設計から処理までのライフサイクル全体における 3 R +Renewable（リニューアブル）を基本原則とし、プラスチックの資源循環を促進していくとしています。

プラスチックをはじめ、3 R +Renewable（リニューアブル）の取組を進めることでサーキュラーエコノミー（循環経済）へ移行していくことが社会全体に求められています。

● **3 R + Renewable（リニューアブル）とは**

3 R（リデュース・リユース・リサイクル）に加え、資源循環をより持続可能な取組としていくため、プラスチック製品であるならば、製品の素材を再生プラスチックや紙・バイオプラスチックなどの再生可能な資源に切り替えて行くこと。

（３）社会状況等の変化への対応

高齢化の進展はごみ出し支援へのニーズ増加や、遺品整理・生前整理などに伴う一時多量ごみの排出への対応が新たな課題となっています。また、デジタル化の進展など新技術の導入による利便性の向上や業務の効率化などに取り組む必要があります。

（４）災害への対応

大規模地震や近年多発・激甚化している気象災害によって発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、早期の復旧・復興を図るため、平常時からの災害廃棄物の処理に向けた体制の整備が必要です。

（５）老朽化する廃棄物処理施設の整備

不燃物処理資源化施設リサイクルセンターの老朽化に伴う工事が令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度にかけて予定されています。

また、東京たま広域資源循環組合においても、エコセメント化施設の更新工事が本計画期間に重なる令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度にかけて予定されています。

将来にわたって安定的なごみ処理を継続していくために、老朽化が進む廃棄物処理施設の整備工事や老朽化対策工事を適切に実施していく必要があります。

これらの課題を解決しながら、安定的なごみ処理を推進します。

第 2 部

一般廃棄物処理基本計画

第 1 章 基本理念

持続可能な循環型社会の形成に向けたごみ処理の推進

三鷹市環境基本計画に掲げる三鷹市がめざす環境像「循環・共生・協働のまち みたか」を実現するため、環境目標であるごみの減量・資源化・適正処理を進め、持続可能な循環型社会の形成を目指します。

取り組みにあたっては、SDGs（持続可能な開発のための目標）の理念を認識しながら、廃棄物・資源循環分野における温室効果ガスの排出削減、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を進めます。

●「循環型社会」とは

廃棄物・リサイクル対策を中心として「天然資源の消費の抑制を図り、もって環境負荷の低減を図る」社会のことです。（令和 6 年版環境白書）

本計画に関する持続可能な開発目標「SDGs エス・ディー・ジーズ」



第2章

基本方針

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本方針を定め、これらの方針に沿った施策を展開していきます。

基本方針1 発生・排出抑制と再使用の推進

徹底したごみの発生・排出抑制（リデュース）を最優先とし、次に再使用（リユース）の取組を推進します。

基本方針2 再生利用の推進と再生素材・再生可能資源への切替の促進

資源の分別収集、集団回収、販売者の店頭回収などを活用した再生利用（リサイクル）の取組を進めるとともに、再生素材や再生可能資源への切替（リニューアブル）を促進します。

基本方針3 循環型社会の実現に向けた連携・協働の推進

さまざまなごみ減量・資源化の取組を、市民・事業者・行政が共に考え、連携・協働して進めます。

基本方針4 適正処理の維持・向上

安定的なごみの収集運搬体制・中間処理体制を構築するとともに、最終処分量ゼロを維持・継続していきます。なお、計画期間中にふじみ衛生組合リサイクルセンターの更新工事が進んでいることや、東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設の更新工事が予定されているため、それらの状況を考慮して適切に対応していきます。

第3章

計画の目標

■第1節 目標の設定

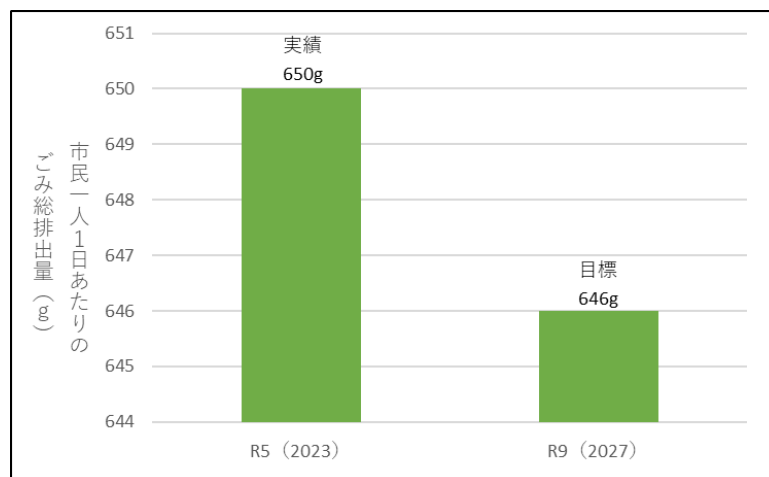
第4章に記載する施策を推進することで、本計画の目標値を次のように設定します。

1 市民一人1日あたりのごみ総排出量（令和9（2027）年度目標）

令和5（2023）年度の実績は650gとなりました。本計画では令和5（2023）年度の実績から毎年1gずつ減量させていくものとして、目標値を646gと設定します。（図表23）

目標 市民一人1日あたりのごみ総排出量 646g 以下

図表23 市民一人1日あたりのごみ総排出量の目標



※ 三鷹市第5次基本計画においては672gを目標値としています。

2 リサイクル率（令和9（2027）年度目標）

ふじみ衛生組合では、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までリサイクルセンターの更新工事を計画しています。工事期間中はプラスチックとペットボトルのリサイクルができません。このためプラスチックを全量熱回収処理します。また、ペットボトルはふじみ衛生組合の施設内に保管スペースを確保し、一部のペットボトルをリサイクル事業者に引き渡しリサイクルを継続しますが、そのために必要な保管スペースに限りがあることからリサイクルができないペットボトルは熱回収処理せざるをえません。このためリサイクル率の低下が見込まれます。

本計画では、令和 5（2023）年度実績値からそれらを除いた数値（分別リサイクル率 23.8% 総資源化率 32.7%）を目標値として設定します。

資源物のリサイクルについては、これまで行政回収や集団回収を基礎として行われてきましたが、昨今、プラスチック資源循環法の施行や循環経済への移行の流れを契機に資源循環をめぐる社会構造が変わりつつあり、製品の製造、販売事業者の責任において自主回収・再資源化が進められています。

こうした状況では、行政回収等におけるリサイクル率に影響があるものの、回収ルートが多様化によって社会全体でのリサイクルの促進が期待されます。

目標 分別リサイクル率 23.8%以上（令和 5 年度実績 28.7%）

総資源化率 32.7%以上（令和 5 年度実績 37.6%）

3 ごみ処理における温室効果ガス排出量（令和 9（2027）年度目標）

ごみの焼却量を減らし温室効果ガスの排出を削減する必要がありますが、ふじみ衛生組合では、令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度までリサイクルセンターの更新工事を計画しており、その間プラスチックとペットボトルの多くを熱回収する計画です。そのため、温室効果ガス排出量の増加が見込まれます。

本市の廃棄物分野における温室効果ガス総排出量は令和 3（2021）年度は 13 千 t-CO₂でした。第 4 期三鷹市地球温暖化対策実行計画（第 1 次改定）では令和 12（2030）年度の廃棄物部門からの排出量を 6 千 t-CO₂として掲げ、基準年度の平成 25（2013）年度の 12 千 t-CO₂から半減させるとしています。そのためには、令和 3（2021）年度から 1 年あたり 0.78 千 t-CO₂以上減らしていく必要があります。なお、令和 9（2027）年度目標値 8.32 千 t-CO₂を達成するためには、令和 3（2021）年度から廃プラスチック量を市民一人 1 日あたり約 4 g 以上減らしていく必要があります。

温室効果ガス排出量には可燃ごみに混入している廃プラスチックの組成率が大きく影響することから、更なるプラスチックの発生抑制、分別、資源化を進めることが必要です。

リサイクルセンター更新後に、製品プラスチックの資源化を行うことで削減していくことが可能となります。

目 標

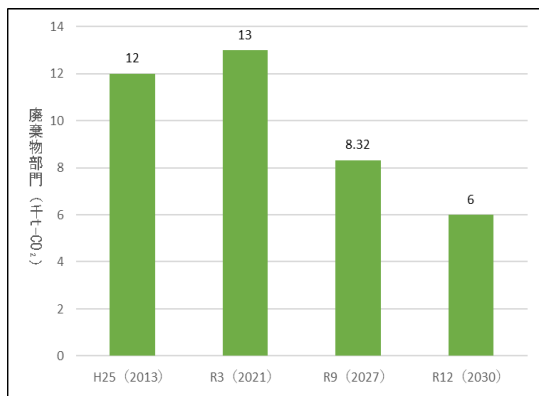
廃棄物部門排出量 8.32 千 t-CO₂以下

廃棄物処理による市民一人1日あたりの温室効果ガス排出量

119.1g-CO₂以下

図表 24

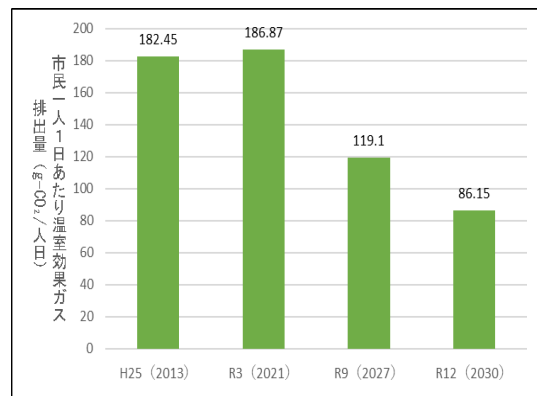
温室効果ガス排出量
(廃棄物部門) の削減目標



※第4期三鷹市地球温暖化対策実行計画
(第1次改定)に基づく目標設定

図表 25

市民一人1日あたりの温室効果
ガス排出量



※温室効果ガス排出量 (g-CO₂/年) ÷ 人口
÷ 年度内日数

4 最終処分量の目標 (令和9 (2027) 年度目標)

焼却処理を行ったあとの焼却灰は最終処分場 (二ツ塚処分場 (日の出町)) のエコセメント化施設で全量エコセメント化されています。三鷹市からの焼却灰は平成19 (2007) 年度以降、埋立による最終処分量ゼロを継続しており、今後も維持していきます。

二ツ塚処分場 (日の出町) では平成10 (1998) 年1月から埋立を開始し、平成18 (2006) 年7月から新たに焼却灰をセメントの材料として資源化するエコセメント事業を開始しました。これにより、埋立処分量を軽減し、最終処分場の延命化を図っています。市や町において分別収集の徹底や、ごみの減量化、リサイクルが進んだことにより、平成30 (2018) 年度からは開場以来、初めて埋立処分量がゼロとなり、以降継続しています。

ごみの少ないライフスタイルへの変容のために

プラスチック削減のための取組

日本は、一人あたりのプラスチック容器包装の排出量が米国に次いで2番目に多い国です。温室効果ガスの排出につながるプラスチックごみの焼却量削減のために、できることから始めましょう。

マイボトルの使用 ペットボトル（500 ml）を買わずにマイボトルの持参  <table border="1"><tr><td>ごみの排出削減量</td><td>27 g ↓</td></tr><tr><td>二酸化炭素削減量</td><td>106g-CO₂ ↓</td></tr></table>	ごみの排出削減量	27 g ↓	二酸化炭素削減量	106g-CO ₂ ↓	詰替用製品の購入 非詰替製品（内容量 400 ml）からの切替  <table border="1"><tr><td>ごみの排出削減量</td><td>42.4 g ↓</td></tr><tr><td>二酸化炭素削減量</td><td>190g-CO₂ ↓</td></tr></table>	ごみの排出削減量	42.4 g ↓	二酸化炭素削減量	190g-CO ₂ ↓
ごみの排出削減量	27 g ↓								
二酸化炭素削減量	106g-CO ₂ ↓								
ごみの排出削減量	42.4 g ↓								
二酸化炭素削減量	190g-CO ₂ ↓								
マイバッグを使用 レジ袋（L サイズ）の辞退  <table border="1"><tr><td>ごみの排出削減量</td><td>6.8 g ↓</td></tr><tr><td>二酸化炭素削減量</td><td>33g-CO₂ ↓</td></tr></table>	ごみの排出削減量	6.8 g ↓	二酸化炭素削減量	33g-CO ₂ ↓	ノントレー製品の購入 100g の肉類用の容器包装に食品トレーではなくポリ袋のものを選択  <table border="1"><tr><td>ごみの排出削減量</td><td>3.7 g ↓</td></tr><tr><td>二酸化炭素削減量</td><td>19g-CO₂ ↓</td></tr></table>	ごみの排出削減量	3.7 g ↓	二酸化炭素削減量	19g-CO ₂ ↓
ごみの排出削減量	6.8 g ↓								
二酸化炭素削減量	33g-CO ₂ ↓								
ごみの排出削減量	3.7 g ↓								
二酸化炭素削減量	19g-CO ₂ ↓								

食品ロス削減のための取組

日本国内で発生する食品ロスは年間 472 トン（令和 4（2023）年度）と推計され、世界の食糧援助量とほぼ同等の量の食べられるものが廃棄されています。国民一人あたりにすると、毎日おにぎり 1 個分相当（103 g）の食べられるものが捨てられていることになり、温室効果ガスの排出量は 277g-CO₂と推計されます。

買物時

事前に冷蔵庫内などをチェック

メモ書きや携帯・スマホで撮影した画像が有効

保存

まとめて下処理

冷凍・乾燥・塩蔵などでストック

調理

食べきれる量を作る

体調や健康にも配慮



買物は使う分だけ

使う・食べられる量を購入しましょう

ローリングストック

期限の長い食品を奥に、近い食品を手前に

食材を上手に食べきる

定期的に冷蔵庫や収納庫を整理する日を決める

■第2節 市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政の連携・協働のもと、本計画の「持続可能な循環型社会の形成に向けたごみ処理の推進」を目指して、SDGsの達成、脱炭素化、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を進めます。

1 市民の役割

循環型社会を築くためには、市民は排出者として、物が廃棄物となる前の段階からの取組が求められます。3R+Renewableに取り組み、資源とごみの分別の徹底や集団回収など資源リサイクル活動に参加するとともに、食品ロスの削減や使い捨てプラスチックをもらわないなど「ごみになるものを使わない」「環境に配慮した製品を選ぶ」「ものを大切に長く使う」といった、ごみの少ないライフスタイルへの変容が求められます。また、ポイ捨てをしないのはもちろんのこと、地域の担い手としてまちの美化活動への参加が期待されます。

2 事業者の役割

事業者は排出者としての取組として自ら排出する事業系ごみの減量、資源化を進め、適正処理を行うことに加え、物の製造、加工、販売等を行う者として、資源の消費や環境負荷の少ない事業活動への転換を通してサーキュラーエコノミー（循環経済）の実現に向けた取組が求められます。

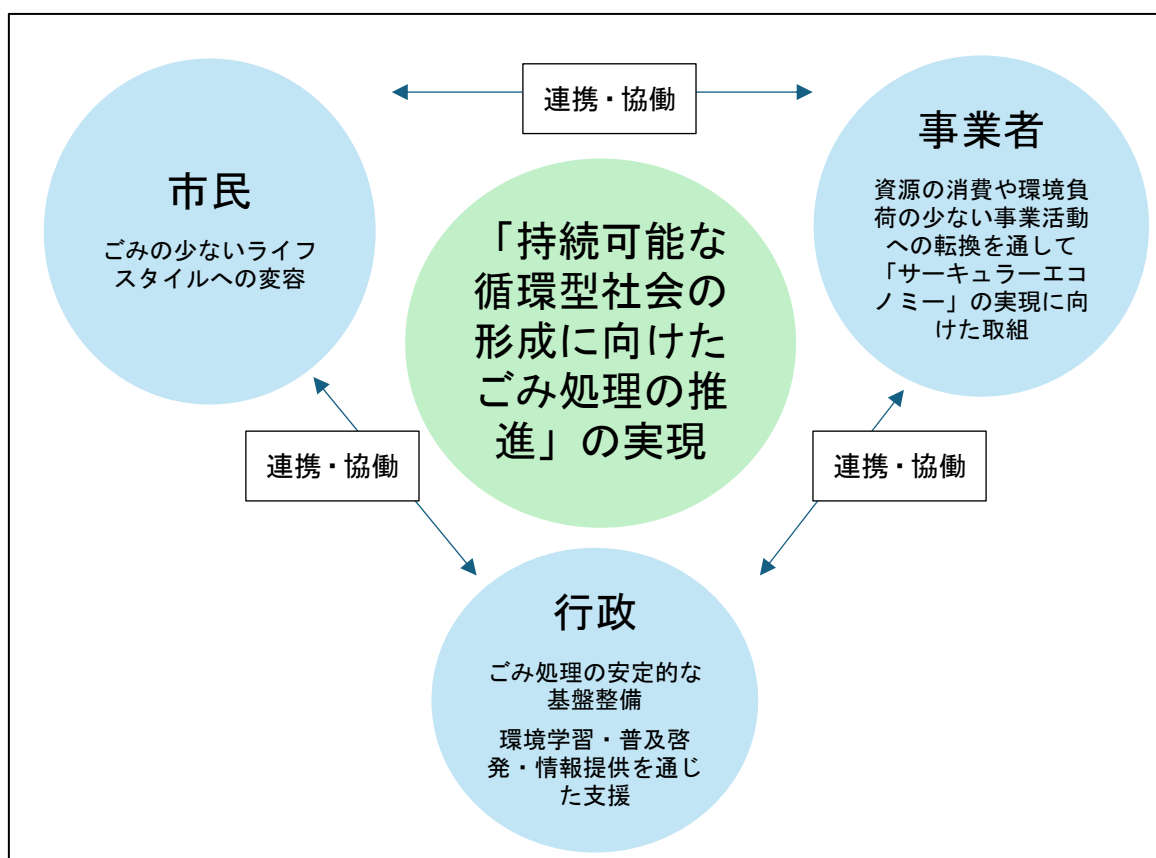
拡大生産者責任（EPR）として、生産者には製品等の設計段階からごみになりにくいものやリユース・リサイクルしやすいものを作り3R+Renewableに取り組むことや、販売、製造・流通・販売と逆ルートで廃棄物を戻す体制をつくり、廃棄物となった製品をできる限り販売店で自主回収すること、同種製品を扱う事業者同士で、廃棄物となった製品等をリサイクル・処分する体制をつくることが求められます。また、販売者にはメーカーによる自主回収への協力や店頭回収など多様な回収機会の提供により、市民のリサイクルへの関心を高めるとともに、利便性や適正、効率的なリサイクルを推進することが求められます。

●拡大生産者責任（Extended Producer Responsibility）とは

製品等の生産者に、製品等が廃棄された後の処分やリサイクルに責任を持たせようという考え方のこと

3 行政の役割

市は、ごみの減量・資源化、社会環境の変化への対応に向けて情報収集や調査研究を行うとともに、環境学習・普及啓発・情報提供を通じて、市民・事業者の主体的な 3 R + Renewable の取組の支援を行います。また、市内の一般廃棄物の減量及び処理に関する責任主体として、ごみや資源の処理・リサイクルの安定的な基盤を維持します。



第4章 施策の展開

■第1節 施策の体系

ごみ処理基本計画の施策体系は図表 26 のとおりです。基本方針に基づき、以下に示す施策を実施し、数値目標の達成を目指します。

図表 26 施策の体系

基本理念	基本方針	基本施策		
持続可能な循環型社会の形成に向けたごみ処理の推進	1 発生・排出抑制と再使用の推進 2 再生利用の推進と再生素材・再生可能資源への切替の促進 3 循環型社会の実現に向けた連携・協働の推進 4 適正処理の維持・向上	ごみの減量・資源化、適正処理の推進	1 発生・排出抑制と再使用の推進	1 プラスチック削減の推進
				2 食品ロス削減の推進
				3 さらなるごみの減量、脱炭素化、SDGsの達成に向けた取組の推進
			2 適正処理の推進	1 分別の徹底
				2 適正な収集・処理
				3 安定したし尿処理
				4 快適な居住環境の確保
			3 資源循環の促進	1 サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行推進
			4 社会状況やニーズの変化への対応	1 ごみの排出支援サービス等の充実
				2 デジタル技術活用の研究
			5 災害への備え	1 災害時におけるごみ処理体制の整備
		ごみ維持・処理施設の	1 ふじみ衛生組合リサイクルセンターの更新工事	1 リサイクルセンター更新工事期間中の対応 2 新施設の利用に向けた検討

■第2節 ごみの減量・資源化、適正処理の推進



1 発生・排出抑制と再使用の推進

ごみの減量を行うにあたり重要な発生・排出抑制（リデュース）と再使用（リユース）を優先とした取組を進めます。

（1）プラスチック削減の推進

使い捨てプラスチックの削減（リデュース）に取り組み、不要になったものは適切に分別・資源化し、温室効果ガスの排出につながるプラスチックごみの焼却量削減を進めます。またプラスチックによる環境汚染問題に向けた啓発や取組を進めます。

具体的な取組	
1 発生・排出抑制の推進	1-1 使い捨てプラスチックの削減 ・プラスチック代替素材使用製品の紹介 ・キャンペーン等による啓発 1-2 マイボトルの利用促進 1-3 マイバッグの利用促進 1-4 簡易包装や詰替容器等の利用促進
2 分別リサイクルの推進	2-1 プラスチックごみの分別・脱炭素化に向けたリサイクルの推進 ・製品プラスチックの再商品化に向けた検討 2-2 店頭回収・自主回収の推進 ・ごみ減量・リサイクル協力店の登録と紹介
3 事業者等への働きかけ	3-1 事業者への働きかけ ・使い捨てプラスチックを提供する事業者に対する発生抑制や代替素材の導入の働きかけ
4 海洋プラスチック対策	4-1 ごみのポイ捨てと河川を通じた海洋流出防止に向けた広報・啓発

（２）食品ロス削減の推進

家庭でできる食品ロス削減の情報発信や、フードドライブ活動の支援、小売店と連携したキャンペーンなどを通じて、未利用食品の削減を進めます。

食品ロスの削減を進めることで、生ごみの減量、ごみ処理に係るエネルギーや処理費用の削減、環境や貧困、福祉など SDGs の様々な目標の達成にもつながります。

具体的な取組	
1 食品ロス削減への意欲の醸成	1-1 食品ロス削減に関する情報発信
2 消費者の実践行動の推進	2-1 場面に応じた実践行動の紹介 ・買い物時、調理時、食材保存時、外食時にできることの紹介
3 事業者との連携による取組の推進	3-1 事業者の取組紹介 ・ごみ減量・リサイクル協力店の登録と紹介 3-2 事業者との連携キャンペーン ・小売店と連携したイベントや店頭での啓発活動の実施 ・食品ロス削減月間に合わせた情報発信とイベント等の開催 3-3 フードバンク・フードドライブの支援 3-4 持ち帰りの推進 3-5 少量排出事業所を通じた啓発

（３）さらなるごみの減量、脱炭素化、SDGs の達成に向けた取組の推進

さらなるごみの減量や脱炭素化と SDGs の達成に向けて、効果的に情報発信、環境教育を行い、市民や事業者の行動変容を促すとともに、ごみ処理の全過程における環境負荷の低減に向けた研究と実践に取り組めます。

具体的な取組	
1 環境学習・普及啓発の推進	1-1 学校や地域における勉強会への協力 ・学校や地域における出前講座の実施 ・視察受入

	1-2 多様なツールや機会を活用した情報提供 ・ごみ減量広報紙の発行 ・ごみ分別アプリやチャットボットによるごみ分別案内、ホームページや SNS を活用した情報発信 1-3 キャンペーン等を通じた啓発
2 事業者との連携によるごみの減量・資源化の推進に向けた取組	2-1 拡大生産者責任の要請 ・店頭回収・自主回収の要請・促進 ・ごみ減量・リサイクル協力店の認定 ・市民への店頭回収の情報提供 2-2 事業系ごみの減量・資源化の推進 ・事業者向け講習会 ・大規模事業所への指導 ・搬入物検査による分別徹底の指導 ・公共施設から出るごみの減量・資源化の推進
3 生ごみの減量・リサイクルの推進	3-1 市民や事業者に対する食品廃棄物のリサイクルに向けた働きかけ ・生ごみ水切りの周知 ・家庭用生ごみ処理機の購入助成金 ・段ボールコンポストの紹介 ・事業者への事業系食品廃棄物の資源化ルートを紹介
4 まだ使える・もったいない意識の醸成	4-1 リユース促進に向けた働きかけ ・リサイクル市民工房の活用 ・リユース活動に関する情報提供・支援
5 環境負荷の低減	5-1 環境負荷の少ないごみ処理の研究・検討 ・ごみ袋（指定収集袋）へのバイオマス原料の使用 ・EV パッカー車の有効性等の研究・検討

2 適正処理の推進

分別の徹底と安全で安定したごみ処理を進めるため、誰にでも分かりやすくごみの出し方を案内し、適正な処理を行います。

（１）分別の徹底

ごみの減量と資源化を進めるために必要な分別の徹底と有害や危険

なごみの安全確実な処理のために、誰にでも分かりやすいごみの捨て方の周知と啓発を進めます。

具体的な取組	
1 分別ルールの周知徹底	1-1 幅広い世代、外国人、転入者への分かりやすいごみの出し方の周知 1-2 未分別ごみ、不適正排出への指導の強化
2 有害・危険ごみへの対応	2-1 小型充電式電池等内蔵製品の適正排出の推進 2-2 水銀含有製品の適正排出の推進 2-3 在宅医療廃棄物（注射針）の適正排出の推進

（２）適正な収集・処理

収集業者・許可業者との連携を取りながら日々の収集を行うとともに、資源物の持ち去りや無許可の不用品回収業者によるトラブルや不法投棄を防ぎます。また、効率的な収集処理に向けた研究や検討を行います。

具体的な取組	
1 安全で安定した収集運搬の実施	1-1 収集業者・許可業者と連携した収集の推進 1-2 収集作業員の作業環境の改善 1-3 資源物の持ち去り対策の推進 1-4 ごみ袋（指定収集袋）の素材等見直しの検討
2 不用品回収業者対策	2-1 東京都や他自治体と連携した不用品回収業者対策
3 処理困難物の適正処理	3-1 収集業者・許可業者と連携した適正な収集の推進
4 ごみ収集・処理事業の効率化	4-1 分別区分・収集方法・収集頻度等の研究・ペットボトル、びん・缶等資源物の分別区分・収集方法・収集頻度等の研究 4-2 合理的な収集運搬体制、中間処理方法の研究・検討
5 排出量や処理費用に応じたごみ処理手数料の見直し	5-1 ごみ処理手数料の見直しの検討

（３）安定したし尿処理

市内の一部水洗化していない一般家庭の汲取式便所や工事現場等の仮設トイレのし尿、し尿交じりの汚水槽汚泥を適切に処理します。

具体的な取組	
1 し尿の自区内処理	1-1 し尿収集体制の維持 1-2 し尿投入施設の維持管理

※ し尿の収集・運搬方法

し尿収集は、市内の一部公共下水道未接続世帯や事業者を対象として実施しています。申し込みに応じて市の委託業者が収集しています。市内に浄化槽の設置はないため、その収集はありません。

※ し尿の処理方法

本市のし尿等の処理は市役所敷地内のし尿投入施設に希釈投入し公共下水道へ放流し、東部水再生センターで処理しています。

（４）快適な居住環境の確保

ポイ捨てや不法投棄を防止し、快適な居住環境の確保に努めます。

具体的な取組	
1 まちの美化の推進	1-1 ポイ捨て防止 1-2 不法投棄対策
2 衛生的な居住環境の確保	2-1 公衆トイレの維持管理 2-2 ごみ屋敷への対応 2-3 空き地の適正管理に向けた対応

3 資源循環の促進

従来ごみの減量・資源化には３Ｒという考えのもと取組を進めてきましたが、現在では「Renewable（リニューアブル）」という考え方が加わってきました。これは製品に使用する素材を、環境負荷の大きいプラスチックから、木や紙などの代替素材やバイオマス（再生可能な生物由来の資源）素材など、再生可能な資源に置き換える取組です。環境に配慮した製品・サービスの積極的な選択を推進します。

また、これまで進んできたリサイクルへの取組は量に着目したものですが、技術の進展に伴い、リサイクルの質にも注目し、使用済の製品を一度原材料に戻し、再度同じ製品に生まれ変わらせる水平リサイクルといった、高度で高付加価値な資源循環の方法が生まれてきました。

製造段階では良質な再生材の十分な確保が不可欠となることから、消費・排出段階で質の高い分別を行い資源として排出することや再資源化

商品を積極的に選び使用することを啓発し、水平リサイクルの発展に向けた取組を推進します。

(1) サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行推進

具体的な取組	
1 3R+Renewable の推進	1-1 分別の徹底による資源化の推進 1-2 再生素材使用製品の普及促進 1-3 資源集団回収事業の推進 1-4 質の高いリサイクルの推進 1-5 資源化品目の拡大に向けた調査・研究 ・製品プラスチックの資源化（再商品化） ・廃食用油（SAF）の回収 ・家庭用園芸用土の回収 ・社会実装実験等への参加
2 水平リサイクルの推進	2-1 古着の水平リサイクル（繊維 to 繊維）に向けた取組 2-2 ペットボトルの水平リサイクル（ボトル to ボトル）に向けた取組

4 社会状況やニーズの変化への対応

高齢化の進展によるごみ出しの支援に対するニーズの増加や外国人へのごみの出し方ルールのご案内など、誰もがごみの分別と排出に困らない、住みやすいまちづくりに向けて、社会状況や市民ニーズの変化に対応していきます。

また、デジタル技術を活用し、行政サービスの向上や業務の効率化を進めます。

(1) ごみの排出支援サービス等の充実

具体的な取組	
1 高齢化への対応	1-1 高齢者等のごみの排出支援 1-2 遺品整理・生前整理や引っ越し・空き家整理等による片付けに伴う一時多量ごみへの対策
2 外国人への対応	2-1 外国人へのごみ出しルールの周知

(2) デジタル技術活用の研究

具体的な取組	
1 利便性の向上と窓口負担の軽減	1-1AI を活用した技術の研究 ・ AI による粗大ごみの画像判別 1-2 インターネット・SNS の活用

5 災害への備え

災害発生時には、片付けごみなどが大量に発生することが想定されます。災害廃棄物の円滑・迅速な処理により、市民生活と市内経済の早期復旧・復興につなげていくことが重要です。大規模災害の発生に備え、平常時から処理体制の整備と災害時におけるごみの捨て方、各家庭での取組や備えについて周知・啓発を進めます。

(1) 災害時におけるごみ処理体制の整備

具体的な取組	
1 災害廃棄物の迅速かつ強靱な処理体制の構築	1-1 協力・支援（受援）体制の構築 1-2 発災時の職員体制の整備と教育・訓練の実施 1-3 仮置場の設置・運営方法の検討 1-4 必要資材等の準備
2 平常時からの周知・啓発	2-1 災害時のごみの捨て方に関する平常時からの周知・啓発 2-2 防災と食品ロス削減の観点からのローリングストックの呼びかけ 2-3 携帯トイレの使用方法的周知と備蓄の呼びかけ

■第3節 ごみ処理施設の維持・保全



1 ふじみ衛生組合リサイクルセンターの更新工事

安定したごみ処理を進めるため、老朽化が進む不燃物処理資源化施設「ふじみ衛生組合リサイクルセンター」（平成6（1994）年度稼働）の更新を行います。

令和10（2028）年度の（仮称）新リサイクルセンターの稼働に向けて、施設の整備や運營業務の準備などに取り組むとともに、事業の進捗管理を行います。

東棟・北棟改造工事後、中央棟の解体を行い、新施設の建設を行っていきます。工事期間中のごみの排出方法に変更はないことや収集業者への構内動線の変更について、周知を図ります。また、新施設稼働後の施設の利用方法について検討を行います。

（1）リサイクルセンター更新工事期間中の対応

具体的な取組	
1 工事期間中における円滑な処理体制の確保	1-1 容器包装プラスチック、ペットボトルの発生・排出抑制に向けた取組 1-2 不燃ごみ及び容器包装プラスチック、ペットボトル、びん・缶の収集と円滑な処理

（2）新施設の利用に向けた検討

具体的な取組	
1 リサイクル率向上等に向けた検討	1-1 製品プラスチックの資源化（再商品化）に向けた検討 1-2 一時多量ごみの持ち込み検討 1-3 びん・缶の排出方法の見直しに向けた検討
2 付帯機能の活用に向けた検討	2-1 環境学習機能等の活用の検討

■第4節 その他の取組



1 環境センターの跡地利活用の検討

可燃物処理施設「ふじみ衛生組合クリーンプラザふじみ」が平成 25 (2013) 年 4 月に稼働したことにより、環境センターはその役目を終えました。現在、敷地の一部は暫定的に健康づくりやボール遊びのできるスポーツ広場として開放しています。

環境センターの安全な解体と跡地利活用に向け、隣接する住宅・学校への配慮や事業費の精査に取り組みつつ、マテリアル施設やスポーツ施設等様々な角度から検討を継続します。また、北野の里（仮称）のまちづくりと連携した検討を進めます。

（１）環境センターの解体及び跡地利活用の検討

具体的な取組	
1 跡地利活用に向けた検討	1-1 まちづくりを見据えた全庁での検討
2 解体に向けた検討	2-1 安全な解体に向けた検討
3 建物の維持管理	3-1 解体までの維持管理

第 3 部

災害発生時の廃棄物処理

第 1 章

三鷹市災害廃棄物処理計画

■第 1 節 災害廃棄物処理の進め方

本市では令和 6（2024）年 3 月に「三鷹市災害廃棄物処理計画」を策定しており、本計画ではその一部を掲載します。

災害発生時には、東京都、ふじみ衛生組合と構成市である調布市と連携を図り、災害廃棄物処理に取り組みます。

また、国の災害廃棄物対策指針、東京都災害廃棄物処理計画及び三鷹市地域防災計画等を踏まえ、生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るため、適正かつ円滑なごみ処理を行います。

■第 2 節 対象とする災害

三鷹市災害廃棄物処理計画は、三鷹市地域防災計画で対策上想定すべき自然災害（地震災害、風水害、土砂災害、火山災害等）を対象としています。

図表 27 想定する災害

対象災害		建物被害（棟）			
		全壊	半壊	床下浸水	火災
地震	都心南部直下地震	538	2,398	—	901
	多摩東部直下地震	793	2,580	—	1,484
	大正関東地震	118	1,138	—	425
	立川断層帯地震	57	641	—	344
風水害	野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域	32	4,854	19,204	—
	神田川流域	2	233	737	—
	城南地区河川流域	23	3,930	3,903	—

《出典 首都直下地震等による東京の被害想定報告書（東京都防災会議令和 4（2022）年 5 月）、三鷹市浸水ハザードマップ（令和 4（2022）年 12 月）の基となる、各流域の浸水予想区域図》

- ※ 被害数は、建物被害が最も多くなる、冬・夕方、風速 8m/s の条件で抜粋した。
- ※ 火災については、焼失棟数のうち倒壊建物を含まない被害棟数とした。
- ※ 建物被害数は、浸水予想区域図から算出した（全壊：浸水深 2.3m 以上、半壊：浸水深 0.5m 以上 2.3m 未満、床下浸水：0.5m 未満）。

■第3節 対象とする災害廃棄物など

災害時には、家庭からの生活ごみに加え、図表 28 に示すような避難所ごみやし尿、災害廃棄物が発生します。三鷹市災害廃棄物処理計画で対象とする廃棄物は以下のとおりです。

図表 28 対象とする災害時に発生する廃棄物

廃棄物の種類	概要
災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、道路啓開や救助捜索活動、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）に伴い排出される廃棄物がある。
避難所ごみ	避難施設等で排出される生活ごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。携帯トイレ・簡易トイレの排出も見込まれる。
生活ごみ	家庭生活の一環で出たごみ。断水等による携帯トイレ・簡易トイレの排出が見込まれる。
し尿	仮設トイレからの汲み取りし尿

■第4節 災害廃棄物発生量推計

対象とする災害における建物被害を基に災害廃棄物発生量を推計すると、地震災害で最大約 324,000 t、水害で約 100,000 t の災害廃棄物が発生する推計結果でした。（災害廃棄物全体量推計方法については、三鷹市災害廃棄物処理計画を参照。）

発災後は、航空写真等の建物情報と現地確認等の実被害範囲との重ね合わせ等により被害棟数を推計し、被害認定調査により徐々に精度が高くなる建物被害情報等により推計値を見直していくこととなります。

図表 29 災害廃棄物発生量の推計結果

対象災害		災害廃棄物発生量 (t)	片付けごみ発生量 (t)
地震	都心南部直下地震	229,751	7,345
	多摩東部直下地震	324,148	8,438
	大正関東地震	89,456	3,145
	立川断層帯地震	58,928	1,750
風水害	野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域	100,394	40,956
	神田川流域	900	500
	城南地区河川流域	6,123	3,288

■第5節 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物処理を進めるに当たり、図表 30 のとおり基本方針を定めました。
災害が発生した場合は、この基本方針に基づき、その災害の規模や特徴等を踏まえ、具体的な取組を進めていきます。

特に、被災した市民が排出する片付けごみ等の一時的な保管を行う仮置場を迅速に整備することや災害廃棄物処理に必要な人員、車両、資機材を迅速に確保することを重要事項とし、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理していきます。

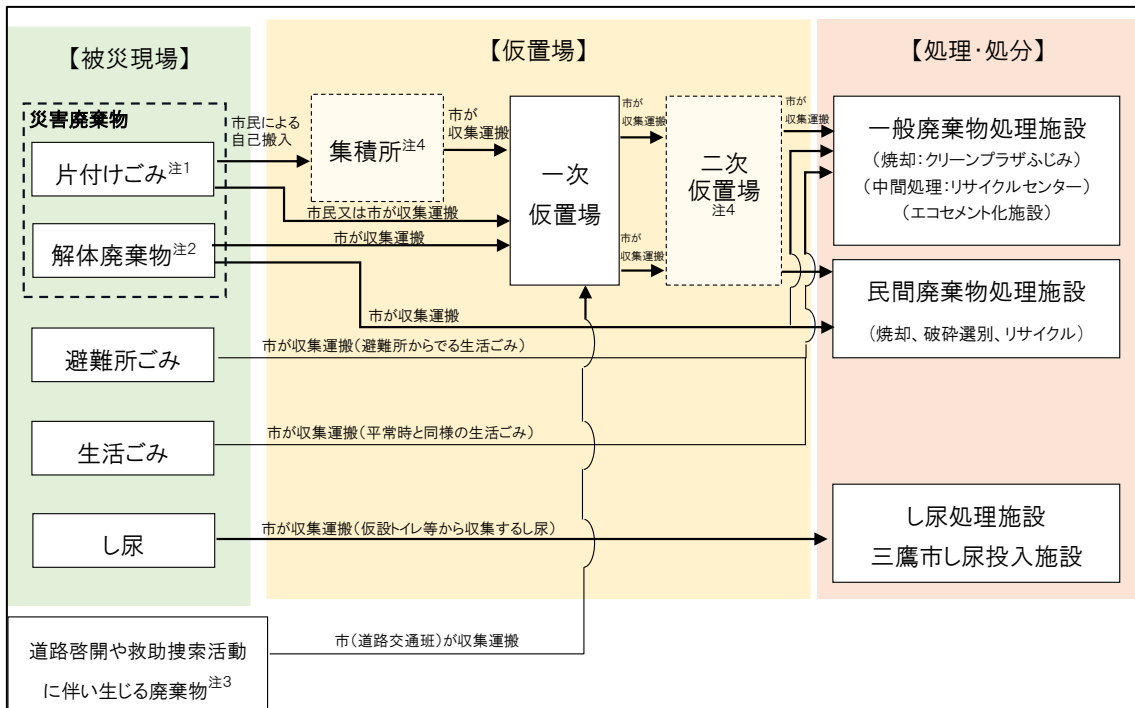
図表 30 基本方針

衛生的な処理	生活環境の保全及び公衆衛生を確保するため、腐敗、悪臭、害虫の発生防止や感染症対策等を考慮し、生活ごみやし尿を最優先としながら適正な処理を行う。
迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、刻々と変化する状況に対応しながら、円滑かつ迅速な処理を行う。
環境に配慮した処理	災害時においても、十分に環境に配慮し災害廃棄物の適正処理を推進する。特に不法投棄や野焼きの防止、アスベストの飛散防止、有害物質の流出等、十分に配慮して行う。
作業上の安全の確保	災害廃棄物の取扱いや仮置場での搬入・搬出作業において、市民や処理従事者、ボランティア等の支援者の安全の確保を徹底する。
リサイクルの推進	災害廃棄物の分別・選別を徹底し、再資源化に努める。
経済性に配慮した処理	最小の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択し、経費削減に努める。
市民やボランティアとの協力	災害時の生活ごみ・し尿、不燃ごみ等の排出・分別ルールを分かりやすく広報し、混乱を防ぐとともに、市民やボランティアと協力して分別を徹底する。

■第6節 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物処理の基本的な流れは図表 31、図表 32 のとおりです。発生した災害廃棄物は仮置場に搬入し分別や破碎等を行った後、できる限りリサイクルに努め焼却処理及び処分を行います。

図表 31 災害廃棄物の収集運搬実施フロー（案）



注 1：災害により家具や家電等の家財が廃棄物になったもの

（例 可燃物/可燃混合物、木くず、畳・布団、不燃物/不燃混合物、金属くず、廃家電（4品目）、小型家電/その他家電）

注 2：損壊家屋の解体により発生する廃棄物

（例 可燃物/可燃混合物、木くず、不燃物/不燃混合物、コンクリートがら等、金属くず）

注 3：例 がれき混じり土砂等

注 4：必要に応じて設置

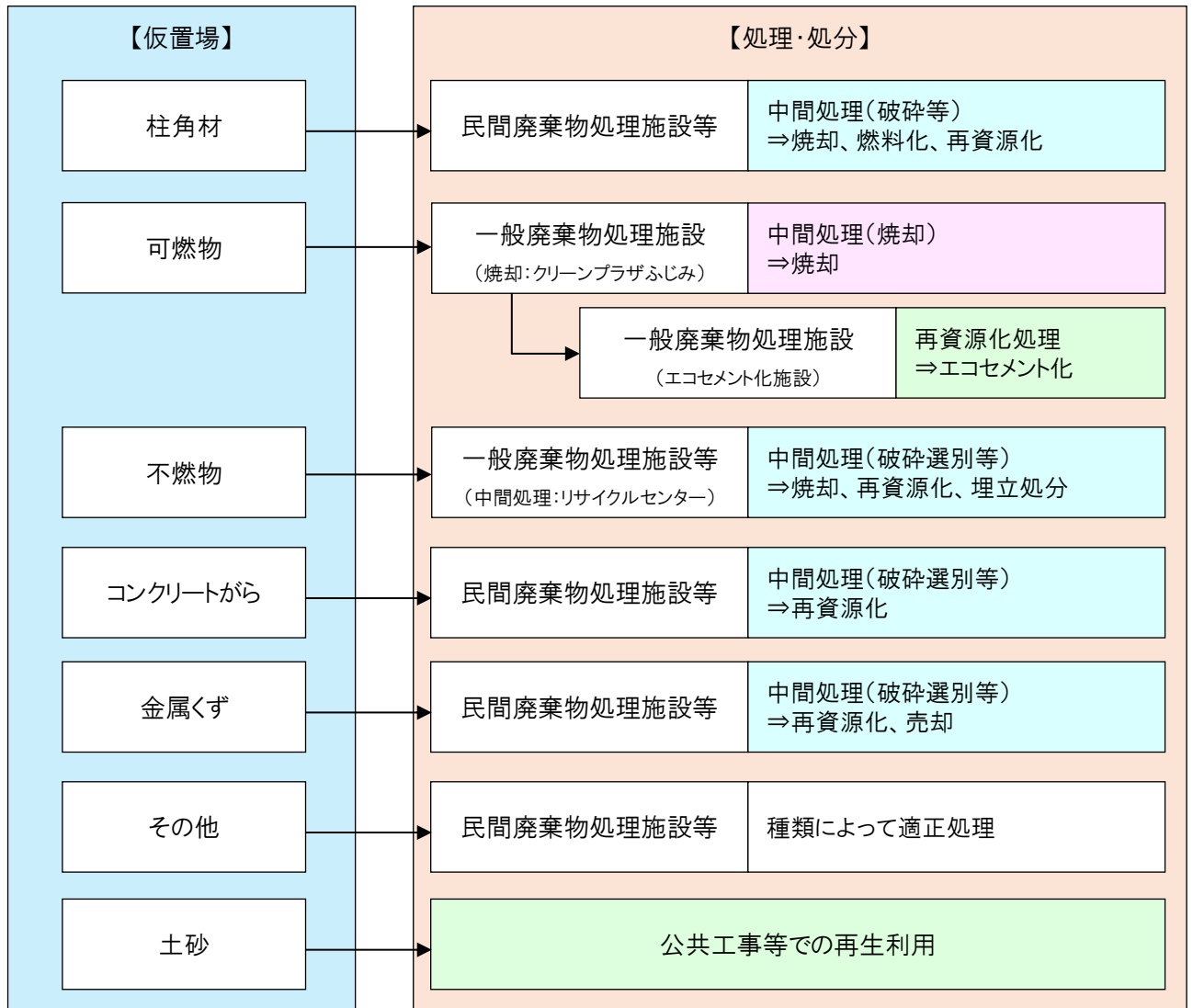
上記フローは基本的な想定であり、状況に応じて変更する可能性があります。

集積所：運搬手段がない市民等が一時的に片付けごみを排出するために、地域ごとに臨時で設置する小規模な保管場所

一次仮置場：道路啓開や救助捜索活動、住居等の片付け、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等により発生した災害廃棄物を被災現場から一時的に集積、保管する場所

二次仮置場：一次仮置場からの災害廃棄物を集積し、中間処理（破碎・選別等）を行い、処理後の災害廃棄物を一時的に集積、保管する場所

図表 32 災害廃棄物の基本的な処理・処分フロー（案）



■：中間処理（焼却） ■：中間処理（破碎選別） ■：再生利用

上記フローは基本的な想定であり、状況に応じて変更する可能性があります。

■第7節 災害時の生活ごみ・避難所ごみの処理

避難所ごみを含む生活ごみは、原則として平常時の体制により収集運搬及び処理を行うこととし、仮置場には搬入しないこととします。ただし、道路の被災もしくは収集運搬車両の不足や処理施設での受入能力が不足した場合、または一時的若しくは局所的に大量のごみが発生した場合等については、住民の生活環境やその他の状況を総合的に勘案して対策を講じることとします。

■第8節 災害時の仮設トイレ等のし尿処理

各避難所・避難場所の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数、処理施設の被害状況等を把握した上で、し尿収集について計画し、三鷹市し尿投入施設及びし尿処理施設への搬入を実施する。この際、住民の在宅避難による携帯トイレ等の使用が多くなることも想定されるため、それらの収集運搬や処分体制を構築します。

■第9節 平常時の取組

1 災害廃棄物処理連携体制の構築

平常時から庁内や一部事務組合、民間事業者団体、都、国等と情報交換を行い、災害廃棄物処理に対する事前の準備等を進めていきます。

災害廃棄物処理の実施に当たっては、三鷹市地域防災計画に基づき、環境衛生班（ごみ対策課）を中心に関係部署と連携して遂行します。

環境衛生班における各担当者の役割例は、図表 33 のとおりです。

図表 33 環境衛生班における各担当者の役割分担例

担当名		業務概要
統括責任者		災害廃棄物処理業務全般の総括
		災害対策本部・本部員会議への要請・協議
総務係	総務担当	庁内窓口、庶務、物品管理
		組織体制整備
		職員派遣・受入に係る調整
		住民への広報・情報発信
		予算管理、契約事務
災害廃棄物係	災害廃棄物処理計画担当	災害廃棄物発生量（し尿を除く）の推計
		災害廃棄物処理実行計画（総括）の策定

		被災状況の情報収集
		国庫補助関係事務
	し尿処理担当	し尿発生量の推計
		災害廃棄物処理実行計画（し尿）の策定
		仮設トイレの設置、維持管理、撤去計画
収集係	災害廃棄物収集担当	災害時収集運搬計画及び収集処理計画（し尿）の策定
		被災者の生活に伴う廃棄物の収集
		災害廃棄物の収集業務管理
		広域応援に係る連絡調整
処理係	災害廃棄物処理担当	処理先の確保（再資源化、中間処理、最終処分）
		広域処理に係る連絡調整
		適正処理困難物等の処理ルートの確保
	仮置場担当	仮置場・仮設処理施設の整備・管理

2 協力・支援（受援）体制の整理

（１）都、区市町村及び国からの協力・支援

都、他市町村等による協力・支援については、予め締結している災害協定等に基づき、市内の情勢を正確に把握し、必要な支援等についての確に要請できるようにします。また、協力・支援体制の構築にあたっては、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援制度（人材バンク）も活用することが考えられます。

●災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）とは

国が集約する知見、技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上に繋げるため、その中心となる関係者により構成される人的な支援ネットワークのこと。

主な構成メンバーは、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等です。

●災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）

災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、発災時に被災地を支援することを目的とした制度。被災地のニーズを踏まえた現場の目線で災害廃棄物処理を適切かつ円滑に行えるようマネジメントの支援を行います。

（２）民間事業者団体等との連携

発災時には必要に応じて災害廃棄物の協力を要請するため、平常時から協力内容の確認や見直しを適宜行います。

（３）広域（多摩地域）での連携

多摩地域では、ごみ処理の相互支援を目的とした「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」が令和２（２０２０）年４月１日に締結されています。

災害時のごみ処理については、支援を必要とする市・組合が支援を要請し、その規模に応じて調整の上、相互応援を行います。

（４）ボランティアとの連携

ボランティアが必要な際は、社会福祉協議会等へ支援要請をするため、平常時からボランティアの派遣要請に必要な事項を検討します。

■第 10 節 仮置場の確保

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要です。災害廃棄物は膨大な量になることが見込まれることから、直接処理施設への搬入が困難になることが想定されるため、仮置場を設置するものとし、平常時にその候補地を選定します。

■第 11 節 市民・ボランティアへの周知・啓発

災害廃棄物の処理を円滑に進め、早期に復旧・復興に資するためには、市民やボランティアによる災害廃棄物の分別の協力が不可欠です。発災時に市民やボランティアの協力が得られるよう、平常時より分別の必要性や排出方法等について、啓発等を通じて理解を得られるように努めていきます。

■第 12 節 災害廃棄物に係る教育訓練、研修

発災後速やかに災害廃棄物を処理するためには、災害廃棄物処理に精通し、かつ柔軟な発想と決断力を有する人材が求められることから、平常時に災害マネジメント能力の維持・向上を図る必要があります。そのため、市職員を対象とした研修の実施や、都が開催する都・区市町村・民間事業者団体等の職員を対象とした研修する等、災害廃棄物処理に求められる人材育成に努めます。

三鷹市ごみ処理総合計画 2027
令和 7（2025）年 3 月

発 行	三鷹市 住所：三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号 法人番号：8000020132047
作 成	三鷹市生活環境部ごみ対策課 電話：0422（29）9613

再生紙を使用しています。